

予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和6年3月18日（月） 午前10時
会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 10名
委員長 柳 井 哲 也
副委員長 藤 田 尚 美
委 員 石 原 幸 雄
遠 藤 憲 子
杉 森 弘 之
甲 斐 徳之助
磯 山 和 男
伊 藤 知 子
出 澤 大
水 梨 伸 晃

説明員	市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子	
市 長 公 室 長	飯 野 喜 行	
経 営 企 画 部 長	二野屏 公 司	
総 務 部 長	野 口 克 己	
市 民 部 長	吉 田 茂 男	
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 恭 子	
建 設 部 長	長谷川 啓 一	
教 育 部 長	小 川 茂 生	
議 会 事 務 局 長	滝 本 仁	
会 計 管 理 者	関 達 彦	
市長公室次長兼秘書課長	稲 葉 健 一	
広 報 政 策 課 長	植 田 英 子	
経営企画部次長兼財政課長	糸 賀 修	
政 策 企 画 課 長	淀 川 欽 市	
創生プロジェクト推進課長	椎 名 弘 文	
デジタル推進課長	大 町 泰 介	
総務部次長兼人事課長	本 多 聡	
総 務 課 長	橋 本 円	
管 財 課 長	小 林 浩 子	

契 約 検 査 課 長
 税 務 課 長
 収 納 課 長
 市民部次長兼市民活動課長
 総 合 窓 口 課 長
 リフレ市民窓口課長
 地 域 安 全 課 長
 防 災 課 長
 教育委員会次長兼教育企画課長
 教育委員会次長兼スポーツ推進課長
 学校教育課長補佐
 学校教育課長補佐
 指 導 課 長
 文 化 芸 術 課 長
 生 涯 学 習 課 長
 中 央 図 書 館 長
 保健福祉部次長兼医療年金課長
 保健福祉部次長兼高齢福祉課長
 社 会 福 祉 課 長
 こ ども 家 庭 課 長
 保 育 課 長
 健康づくり推進課長
 環境経済部次長兼商工観光課長
 環 境 政 策 課 長
 廃 棄 物 対 策 課 長
 農 業 政 策 課 長
 建設部次長兼下水道課長
 都 市 計 画 課 長
 空 家 対 策 課 長
 建 築 住 宅 課 長
 道 路 整 備 課 長
 監 査 委 員 事 務 局 長
 農 業 委 員 会 事 務 局 長
 庶 務 議 事 課 長

書 記

//

//

門 倉 史 明
 晝 田 典 義
 大和田 伸 一
 飯 島 希 美
 橋 本 早 苗
 齊 藤 孝 順
 風 間 正 志
 菊 地 孝 夫
 吉 田 充 生
 高 橋 頼 輝
 野 口 治
 森 田 明
 河 村 博 行
 木 本 拳 周
 糸 賀 珠 絵
 斎 藤 正 浩
 石 野 尚 生
 宮 本 史 朗
 石 塚 悟
 長 江 弘 美
 糸 賀 崇 子
 野 口 信 子
 藤 木 光 二
 飯 島 敦 子
 岩 瀬 義 幸
 後 藤 勇 雄
 野 島 正 弘
 飯 島 章 友
 柴 田 賢 治
 中 山 晋一郎
 加 藤 大 典
 大 里 明 子
 榎 本 友 好
 飯 田 晴 男

関 根 隆 行
 保 坂 正 博
 渡 辺 純 子

〃	津	脇	正	晴
〃	宮	田		修
〃	椎	名	紗央里	
〃	田	上	洋	子

令和 6 年第 1 回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
3 月 18 日（月） 午前 10 時 第 3 会議室	教育委員会	令和 6 年度一般会計歳入歳出予算中 ・ 教育委員会所管の歳入 ・ 教育委員会所管の歳出 （令和 6 年度課別事務事業一覧参照）
	保健福祉部	令和 6 年度一般会計歳入歳出予算中 ・ 保健福祉部所管の歳入 ・ 保健福祉部所管の歳出 （令和 6 年度課別事務事業一覧参照）

午前 9 時 5 9 分開会

○柳井委員長 おはようございます。

甲斐委員より遅参の届出がありました。

これより、前回に引き続き予算常任委員会を開きます。

まず、執行部の説明につきましては、令和 6 年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し、発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和 6 年度牛久市一般会計予算の教育委員会所管について問題に供します。執行部の説明を求めます。教育部長。

○小川教育部長 おはようございます。教育委員会の小川でございます。

私からは、教育委員会所管の令和 6 年度当初予算案概要につきまして御説明申し上げます。

令和 6 年度当初予算案における教育費は、保健福祉部所管の私立幼稚園関係経費及び総務部所管の人件費等を含め 6 5 億 7, 5 4 2 万 6, 0 0 0 円で、一般会計全体の 2 0. 1 %を占めております。令和 5 年度当初予算と比較いたしますと、金額にして 1 2 億 8 1 0 万円の増、率としては 2 2. 5 %の増となりました。

なお、教育委員会所管事業のみでは 5 6 億 5, 8 2 5 万 5, 0 0 0 円で、令和 5 年度当初予算との比較で、金額にして 1 0 億 2, 9 8 5 万 7, 0 0 0 円の増、率としては 2 2. 3 %の増となっております。

それでは、令和 6 年度当初予算案に計上した主な事業について御説明申し上げます。

まず、学校教育関係事業でございますが、令和 7 年度の供用開始を目指し、おくの義務教育学校一体型校舎の建設工事を令和 5 年度から 2 か年で着手いたしました。令和 6 年度予算では、体育館、武道場の改修やグラウンド整備、テニスコートや外構の整備など、2 1 億 6 0 0 万円を計上しております。

また、下根中学校の長寿命化改修については、実施設計を 2 か年の継続事業で計画しており、今年度は 2, 1 9 7 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

社会問題化している教職員の働き方改革への対応とそまして、中学校の部活動に地域人材を活用した指導員を派遣するとともに、土日の活動については、今年度実施している野球、サッカー、バレーボールに人気の高いバドミントンを新たに加え、4 種目としてモデル事業を継続する形で地域移行を進めてまいります。

また、給食費については、今議会に条例改正案を上程させていただいておりますが、中学生及び義務教育学校後期課程の生徒について、段階的無償化を実施するとともに、物価高騰による給食食材費の値上がり分につきましても、引き続き保護者の負担軽減を目的に一般財源の持ち出し

を行います。

幼児教育については、さらなる質の向上と小学校教育の円滑な接続を目的として、教育委員会における幼児教育アドバイザーを3名体制とし、幼児教育センター事業を充実させてまいります。

次に、社会教育関係事業でございますが、教育委員会では多くの教育関係公共施設を所管しており、いずれの施設も老朽化が進んでいる状況でございます。そこで、牛久運動公園体育館の屋根改修工事及びその施工管理を2か年継続事業の1億9,841万6,000円で計画しており、そのうち令和6年度予算では7,832万6,000円を計上しております。

また、来年度から市長部局に移管されます文化財関連では、国指定重要文化財牛久シャトーの保存活用については、今年度コンサルが策定しました素案を基に、文化庁や県、所有者のほか、パブリックコメントによる市民からの意見聴取などを行い、文化財としての保存を前提とした上、観光資源としても最大限活用してまいります。

以上が教育費における令和6年度の事業概要となりますが、これらの事業の詳細やその他の事業につきましては、御質問にお答えする形で各課より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○柳井委員長 それでは、これより教育委員会所管について質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。水梨委員。

○水梨委員 おはようございます。水梨です。よろしくお願いします。

まず、では最初に、161ページ、0103牛久運動公園の運動施設を運営する。こちら、先日の3月15日の広報紙で、スタジオプログラムを3月末で廃止するとのことでしたが、その理由として、利用者の状況や財政負担の収支率などを鑑みとありました。その詳細について伺いたいと思います。

当初予算が令和5年度は8,670万円でありましたが、令和6年度は7,120万円となっていますが、この企画がなくなることによる減額なのかの確認と、令和6年度からはそれに代わる企画はどう考えていくのか伺います。

次です。135ページ。ごめんなさい。ちょっとその前に、149ページ、ごめんなさい。子ども会、育成会を支援することなんですが、こちらは、昨年度の決算のときもちょっと質問させていただいたんですが、子ども会でやった行事内容がフリーマーケットだったかと思います。フリーマーケットに関してのその費用で、全体がその一本での予算だったのか。今後その保護者が負担になるようなイベントだったりとかを考えて、予算に合ったようなその費用対効果じゃないですけども、費用に合わせたようなイベントを新しく考えているのか。それとも引き続きやっていくのか等、ちょっと子ども会のことについてお伺いしたいです。

こちら、行政区によって子ども会に入っている行政区と、行政区というか子ども会と、行政区イコール子ども会のような地区分けになっていると思うんですが、子ども会に入っていないような行政区なんかも牛久市からその予算下りている中で、一緒にできるのかどうかとか、その辺もちょっとしっかり考えているのかどうかのお伺いをしたいと思います。これで2点目です。

最後、135ページ、情報活用能力を育成する。こちら、当初予算、令和5年度は155万円、

今年令和6年度388万円となっていますが、そちらの理由をお聞かせください。

先日教育長からの教育方針の中で、牛久市はICT活用度が低いとの調査結果があると記載されていましたが、その具体的な数字を伺います。

その要因は何があるとお考えか、伺います。

令和6年度は、今までの学び合いから学習指導要綱に基づく指導になるとのこともありました。ICTの活用をどのように推進していくお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上3点です。大丈夫ですか。お願いします。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 おはようございます。スポーツ推進課、高橋です。よろしくお願いします。

ただいまの水梨委員からの1点目の牛久運動公園を運営するの部分の委託につきまして、まず、スタジオプログラムがなくなったということの、なくすということになった経緯なんですけれども、コロナ禍も含めて、やはり利用者が少なくなっていたというのは事実としてあるんですけれども、スタジオプログラムを行うに当たって、その講師に係る人件費ですとか、そういったものと実際に受けていただいている方の人数、収入の面でなんですけれども、この講師使用料という部分が約500万円を超える金額がかかっている。そこに対してプログラム参加していただいている方の収入というところが120万円ちょっと超える程度ということで、ここの部分につきまして、やはりどうしてもその収支との兼ね合いという部分を考えてときに、プログラムとしてやるということもそうなんですけれども、その部分をフリースペースとして自由に使っていたほうが利用者にとっては利便性といいますか、そういった部分があるんじゃないなということで、今回ここの部分はなくさせていただきまして、それまで使っていたスタジオを今後はフリースペースとして活用していただきたいというふうに今のところは考えているところでございます。

ですので、プログラムとして代わるもの、これまでやってきたものに代わるものというのは、現時点では考えていないというところになります。

それに伴って、今回の委託料が減額になったのかというところなんですけれども、この減額になった最大の要因といたしましては、この運動公園のトレーニング室のほう、2階にあるんですけれども、こちらの運営の面を少し見直しました。というのは、このコロナ禍に入りまして、1日を3部制に区切りまして、9時から12時、それから1時半から4時半、それから6時から9時と、3部制に分けまして、この合間合間に機器の消毒であったりということをやっております。ただ、5類に移行されましたので、今回この3部制を廃止いたしまして、時間通して使える、以前のような状態に戻すということを考えまして、ただ、その代わりなんですけれども、スタート時間と終わりの時間を1時間ずつ削減させていただきました。ただ、合間の1時間半ずつ2回というのを削りましたので、実質利用する時間は1時間増えるという状況になります。

これまで9時間、3時間3回で9時間の利用、かつ、それぞれの回に対して利用料をお支払いいただいていたんですけれども、コロナ禍以前のように、1日何時間いてもいいですか、長い

時間トレーニング室を使っていただけるような形、現時点では朝の１０時から夜の８時という時間帯で、１０時間営業するような形を取りました。

この結果、利用時間は１時間増えるんですけども、人件費自体は２時間削れるというところが今回委託料が削減になった一番の大きな理由となっております。

私のほうからは以上になります。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課、糸賀でございます。よろしくお願いします。

３つの御質問にお答えしたいと思います。

まず、昨年行いましたうしくっ子フリーマーケットというのをやったんですけども、武道館のほうで１日だけ行いました。こちらは初めての試みで、予算としましては、単子ども会からは頂かずに、市子連の本部の予算で賄わせていただきました。

ただ、収入はなくて、決算のときにも御説明差し上げたんですけども、子供たちが自分で持ち寄ったのを例えば上限１００円、５０円、３０円と、自分で値段をつけて、計算も自分でやって、そして、例えば３人で出れば、その収益は３人で分けるという形で、お金の勉強するためにこのような企画をしました。

企画につきましては、子ども会の役員さんたちいろいろ考えてくださって、前の日の準備とか、本当に大変だったと思うんですけども、御負担的には単子ども会にはかかっておりません。

ただ、やはり市子連の本部役員の方は、相当大変だったと。あと、市の職員も入りましたので、今年はその辺を鑑みまして、マーケットもやるんですけども、なるべくそれぞれの負担がないような形でできないかなということで、来年に向けまして今役員さんたちが案を練ってくださっているところです。

２つ目の保護者負担はどう考えているかということなんですけれども、１つの例なんですけれども、昨日青少年育成牛久市民会議主催で親子ふれあい映画鑑賞会というのをやらせていただきました。文化ホールのほうで。そうしましたら、コロナも明けておりましたので、一昨年は５００人しか集まらなかったのが１，０００人その映画会に来まして、午前６００人、午後４００人で、１，０５９人の親子の参加があったんです。

こういうのを見ますと、やはり保護者の方というのは、御自身の御負担がなければ幾らでも子供さんをいろいろな行事に参加させてあげたいというお気持ちがあるんだなということが分かりましたので、今後は例えば、青少年育成牛久市民会議ですとか、行政区のほうと相談しながら、何かお手伝い、例えば、子育てを終わった方なんかはその準備なんかを手伝っていただきながら、保護者負担を軽減して、子ども会も一緒になって行事ができないかというのを考えてまいりたいと思います。

３つ目の質問でございますが、行政区の中に子ども会が入ってなくても、一緒に活動できるんでしょうかということでありましたが、今のところ行政区の中にほとんどの子ども会は入っているんですが、中にはその活動をほとんどしていないという子ども会もあるということを聞いておりますので、かつて市のほうで行政区担当職員と子ども会担当職員と子ども会の会長さんで行

政区長で4者会談というのをやっていた時期がありますので、こういうのがもう一回できないかなと考えておまして、それで、その困り具合を聞きながら子ども会のほうの、じゃ行政区のほうでお手伝いできることありませんかというのを聞いたりしながら、そのそれぞれの地区の子ども会の現状に合わせて、側面的な支援を市としてはしていければいいかなと考えております。

以上です。

○柳井委員長 指導課長、お願いします。

○河村指導課長 指導課長の河村です。御質問にお答えいたします。

まず、ICTの活用能力が低いという具体的な数値なんですけれども、こちらは、全国学力学習状況調査の中で、児童生徒への質問があります。その中で5年生までに受けた授業でPCタブレットなどのICT機器をどの程度利用しましたかという質問があるんですが、ほぼ毎日、週3日以上使ったというふうに感じている子供たちの割合が32.3%だったんですね。県のほうが64%なので、子供たちの感触としてはあまり使っていないというような回答だった。これが活用率が低いということで我々が課題とした数値になります。6年生だけです。6年生だけに質問をした数値になります。

要因としては、3つあると考えていて、1つは、授業では教科の狙いがあるので、それを達成することが目的なので、ICTを活用することが目的ではないんですね。こちらからあまりICT、ICT使えということになると、ICTを使うことが目的化してしまって、本来の教科の目的にそぐわなくなってしまうということを恐れて、あまりICTをとにかく使いなさいというような推進の仕方はしてこなかったというのが一つあるかと思います。

それから、中学校のほうは、活用率は県より高いんですね、子供たちの認識としては。小学校のほうで低い理由としては、やはり小学校の先生たち空き時間がないので、そういった準備をするゆとりがないというのが一つ大きな要因かなというふうに考えてはいます。

3つ目は、やはり中学校と小学校ではタブレットの活用する頻度というのがやはり少ないので、効果的に、効果的というか、操作が未熟なところがあったりするので、そういったところも一つ要因かなというふうに考えています。

この課題を解決するために、来年度においては、情報教育指導員というのを1名ずつと継続して業務委託をお願いしていたんですけれども、それではちょっと足りないのではないかなということで、もう一人任用して、特に小学校のほうに行っていただいて、できるだけICTのほう活用しながら授業のほう進めていってほしいということをお願いしようかなというふうに考えております。

以上です。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

ちょっと再質問させていただきます。まず、子ども会のところから行きます。

4者会議だったりとかやると、またちょっと新しくしようかなという、新しくというか、また復活させようかなというお話だったんですが、その4者会議というの自体がその子ども会に関わ

る役員たちの負担だとお考えになるのかどうか。

そういうものに、会を復活するとか、やっぱり子ども会って、結局お母さん方、保護者の方は負担になるのが多分嫌だと、今も課長おっしゃっていたんですが、そういう部分での負担にならないようなお考えをちょっとお伺いしたいのと、その子ども会の予算を全部使い切れているのかどうか。そのフリーマーケット一つで。次年度例えばもう一回フリーマーケットやります。じゃ、そのほかにじゃ、予算がフリーマーケットやめて新しい何かやりたいことがあるのであれば、保護者負担がかからないような、何か事業を考えるべきではと思うんですが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

あともう一つ。もう1点、ごめんなさい。最後のICTのことなんですが、これ本当に、僕も議員になって第1回の一般質問でもさせていただいていますし、決算のときもさせていただいているんですが、小学校1、2年生のときのICTというか、タブレット、夏休みの宿題でアサガオを写真で撮るとか、そんなものでしか使っていなかった。そのとき、当時1、2年生のときのタブレットの使用を考えて、じゃ6年生のときにじゃ使いましたかといったら、多分もう1、2年生のときはほぼ全く使っていないような状態で、でもやっぱり全学年支給されている。タブレットが支給されているので、これちょっと、もう一回次に回ってきたときにもう一回質問させていただきたいんですが、そのICTの別の項目の、139ページのほうでのICTのときに聞きます、再度。そのときに聞くんですが、そのICTの教育使っていくために、ごめんなさい。

全国学力……、それというのは、牛久市に限ってのアンケートなのかどうか。ごめんなさい。これ牛久市だけの、今ちょっと1回聞いても、それ。区切っても大丈夫ですか。

その後、じゃ、ほぼ毎日使っている32%というのは、全国の子供たち、6年生の子供たちがほぼ毎日使っているかというアンケートの結果ということですか、これ。牛久市だけのことでなくて。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 全国の子供たちに対して行った質問になって、32というのは、牛久市の子供たちが法定的に回答した割合に。なので、県の平均が、それは県全体の小学校6年生の平均的な割合。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 これちょっと僕本当に分からなかったもので、後でちょっと聞かせていただければと思います、こちらは。ごめんなさい、本当。僕の多分理解力がないんだと思います。ありがとうございます。

そうしたら、じゃ1つだけ、子ども会のことだけちょっとお願いします。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課です。最後の御質問ありがとうございます。

まず、御負担なんですけれども、以前4者会議やったときは、夜とか、お勤めが終わった後に、おくのだったら奥野生涯学習センターの図工室とかに集まっていたりして4者会談をやったんですけれども、確かにお仕事終わった後の御負担ってあるかと思いますので、今考えてお

りますのは、特に困っている子ども会さんのまず会長さんのお話を聞いてさしあげて、それから、行政区長さん、今こういうことでお困りなんですということでお伝えしたりしながら、一堂に会さなくても何とか情報共有できる方法はないかなということ考えております。

前に4者会談をやったときに、一番の実りは、話せる人がいなかったのも、市の担当者や行政区長さんにいろいろな困り事をワア〜と話せてすっきりしたという会長さんもおられたんです、実際。それなので、まずはその困り具合を市で聞き取りするところから始めたいなというふうに、4者会談という形ではなくても考えております。

2つ目の予算なんですけれども、フリーマーケットをやろうということで市子連の役員さんが考え出したんですけれども、実際これだけでは使い切れておりません。

ですが、実際負担を考えたときに、じゃ日帰りでバスでかつてのように出かけましょ〜となると、さらに役員さん、それが単子の役員さんの御負担とか、取りまとめをしたりとか発生してしまうので、それでこの1日だけのフリーマーケットというところに落ち着いたようでございます。

それですので、今後も1日だけではありませんけれども、準備とかでなるべく皆さん、単子の役員さんと市子連の役員さんが御負担にならないで、しかも子供さんたちが参加できるようなものはないか。そこに地域の方なんかがお手伝いしてもらえればなおさら、先ほど申し上げましたように、いいと思いますので、それも考えつつ、また一方では、郷土かるた大会のほうも共催、子ども会していただいていますので、そちらなんかでも予算のほうは使わせていただいている状況でございます。

以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑のある方。それでは、出澤委員。

○出澤委員 おはようございます。よろしくお願いします。

まず1点目は、143ページ、0102下根中学校を長寿命化するについてですが、昨年的一般質問において、望ましい温度の基準を満たしていない教室が多いんじゃないかということを取り上げさせていただいて、断熱工事が必要だということも取り上げさせていただきましたが、今回の下根中学校のほうの長寿命化の中には断熱工事が含まれているのか。まずこれをお伺いしたいです。

それと関連ですけれども、141ページの0104中学校を管理運営するのほうですが、こちらでも下根中学校以外のほうの断熱工事というのは考えられているのかということが2点目です。

3点目が133ページ、0104英語指導助手を派遣する。これはどのようなところに委託をして、どのような方を派遣してもらうのか。また、それはどこの中学校に何名ほど派遣されるのかということについて御説明をお願いします。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○森田学校教育課長補佐 学校教育課、森田です。

下根中学校の長寿命化の御質問にお答えいたします。

こちらのほうは継続費で令和6年、7年で設計をやる予定ですが、この中で長寿命化改修工事という形で設計を行います。こちらについては、断熱も含めた考えを持って設計のほう進めてい

く考えでおります。

あと、2点目のほうの中学校を改修するのほうの中で、断熱工事とか、そういうものはあるかということなのですが、こちらのほうにつきましては、改修工事のほう、断熱工事のほうは含まれておりません。

やる項目としましては、下根中学校の昨年のり面がちょっと崩壊しましたので、そちらのほうの地質調査、あと工事といたしまして、定期報告の指摘事項に対応するための改修工事、そのほかに、東端穴地区区画整理事業に伴いまして、ひたち野うしく中学校の防球フェンスの設置というものが予算上計上しておりますので、断熱工事のほうは含まれておりません。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 お答えします。

まず、業務委託しているのはハートコーポレーションという、ALTの派遣会社になります。14名の方をお願いしていて、各学校に配置しています。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 まず、下根中学校のほうは、断熱工事が含まれていると。私も下根中学校の生徒から夏はエアコンかけていても暑くて授業にならないというお声を聞いたので、それはありがたいなと思います。ありがとうございます。

それと、2点目のほかの中学校については、今含まれていないということですが、これは各学校のまた長寿命化計画に従って、そのときに含まれていくという理解でよろしいのでしょうかということと、3点目のほうは、14名の方を各中学校にということですが、各中学校へのその派遣人数、ばらつきがあると思うんですが、そこをちょっと再度御説明いただければと思います。

以上です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○森田学校教育課長補佐 今後の断熱工事の計画という形だと思うんですけども、そちらのほうにつきましては、これから行う長寿命化計画の中で、各学校の改修を行っていきますので、そのときに含めて断熱工事も行っていきたいというふうに考えております。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 中学校ではなくて、小学校から中学校まで、各学校に1名というような形で配置しています。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 よく分かりました。ありがとうございます。以上になります。

○柳井委員長 ほかに。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしく願いいたします。

139ページの上の0103小学校のICT環境を管理する。それから、同じく143ページの上の0103、こちらが中学校ということで、すみませんが、水梨委員とちょっと重なっちゃっているところではあるんですけども、ICTのところ、現状と課題についてちょっともう

一回聞きたいんですけども、特に現状ということで、学校では取り組まれ方としてどのような現状になっているのかとか、あとまた、課題に対してもＩＣＴ授業に対してどのような課題が見えているのか。現場の先生が抱える課題なんかも見えていらっしゃるのか。そういったことでお聞きしたいと思います。

それから、次が１５３ページ、０１３６旧飯島家住宅を管理するというところの管理方法について伺います。

それから、１５１ページ、０１３１訪問型家庭教育支援ということで、どのような支援を行っていくのか伺います。

○柳井委員長 指導課長、お願いします。

○河村指導課長 それでは、ＩＣＴのことについてお答えいたします。

各先生方は、授業で例えば、先ほど水梨委員がおっしゃったように、植物の写真を撮ったりとか、必要な場面を写真を撮ったりとか、動画を撮ったりとか、授業の狙いを達成するためにＩＣＴを使ったほうが有効だなというところで、できる限り活用してござってはいます。授業の狙いを達成するためにＩＣＴが有効だなという場面。

先ほども申し上げたとおり、例えば、英語の会話のところを動画で写したりとか、体育の運動しているところを動画で撮ったりとかして、課題を見出していくとか、そういう部分で積極的に使ってござってはいらっしゃるんですけども、課題としては、先ほども申し上げたとおり、小学校のほうでまず準備する時間が非常にない。もう休み時間は５分か１０分程度しかありませんので、そこで準備するというのは非常に難しい。

それと、これは若い先生ってやっぱりベテランの先生でＩＣＴを使いこなせているというか、経験度が高い先生と低い先生がいるので、どうしても苦手とする先生は、子供たちに使用させるときに余計な時間がかかっちゃうかもしれない。何か子供たちから困った声が上がったときに指導できないというところがあって、消極的になっているんじゃないかなというところはあります。

そこを改善するために、２人来年から増やして、そういった先生方の負担を少しでも軽減して、使っていただいて、使ってみると非常に効果的だなというのを感じてもらって、使用する割合のほうを高めていければなというふうに考えています。

以上です。

○柳井委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課、木本です。

旧飯島家住宅の管理方法、令和６年度につきましてお答えさせていただきます。

令和６年度につきましては、今年度同様、シルバー人材センターへの委託で基本的には管理していきたいというふうに考えております。日数的には、平均週２日程度を想定しておりますが、資料調査とか、あとは敷地内の草刈り等も併せて実施していただく予定ですので、夏と冬で若干日数のばらつきはあるかとは思いますが、基本的にはそういう形で管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

訪問型家庭教育支援を実施するの内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度から特に両親もしくは一人親とも日本語があまり話せない外国籍の保護者に対しまして、特化して支援をさせていただいております。

具体的内容といたしましては、支援員が現在市内に7名いらっしゃるんですけれども、その方たちが通訳をしながら、配布物の翻訳をしたりですとか、学校の3者面談のときに面接時の通訳をしてくださったり、必要な関係機関へつないだりというのをやってくださっていきまして、そういう支援員さんを含めまして、事務局の生涯学習課といたしましては、訪問型家庭教育支援協議会というのを年2回開いております、この協議会には市内の国際ルームのある校長先生が入っていただいたりですとか、指導課長に入っていただいたり、それから、国際交流協会のある市民活動課ですとか、こども家庭課ですとか、社会福祉協議会のほうにも入っていただきまして、そこで支援員さんのいろいろな事例を確認し、じゃこちらの課ではこういうことができるかなと、じゃこういったときにはこういうふうにつなごうという形でやっております。

また、この協議会のほうには県の教育長のほうからも就学前教育家庭教育推進室の室長ですとか、担当の社会教育主事の方は来てくださいます、いろいろな助言ですとか、それから、いろいろなアドバイスなんかもいただいて、この間の協議会のときには、ちょうどその県のほうからNPO法人コモンズの上総市の方を御紹介いただいて、家庭教育支援スーパーバイザーとして支援員さんのいろいろな事例に対してアドバイスをいただいたりとか、そういったこともさせていただいております。

以上です。

○柳井委員長 ただいま甲斐委員が入場しました。

伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。以上です。

○柳井委員長 ほかに質問のある方。いかがでしょう。それでは、磯山委員お願いします。

○磯山委員 すみません。149ページ、ふれあい美化市民の会の活動を支援する。こちらのまづ活動内容と、この補助金の使い道について教えてください。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

ただいまのふれあい美化市民の会の内容について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、市内の美化を目的といたしました団体に計算式に基づいて補助金を交付しております。それぞれ行政区の中の花壇ですとか、ロードサイドの花壇などを整備していただいております、今団体のほうが20団体入っていただいております。

ふれあい美化市民の会は、その20団体のほうでいろいろ1年間の事業内容を決めていただきまして、例えば、春と秋に視察研修に行っていただいたり、それから、皆さんで勉強会をしていただいたり、それから、腐葉土の配布を3月などには行っております。

先ほど申し上げました計算のほうでございますが、平米掛ける9本掛ける135円のほうで上限が13万円で補助金のほうは交付させていただいております。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 そちらの補助金の使い道についてもちょっと詳しく分かればお願いいたします。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 再度の御質問にお答えいたします。

補助金につきましては、苗を買ったりですとか、それから土ですとか、肥料ですとか、そういったものにのみお使いいただくような形をお願いしております。そこで飲んだりする飲物につきましては、皆さんの会費の中から出していただくような形でお願いしております。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 ありがとうございます。

まず、これ聞いた話ですと、コンテストがあって、それが夏場にコンテストやられていると聞いています。その前、最近ですともう5月ぐらいから暑い日が出たりしていますね。皆さん、やっぱりこれある種ボランティアの活動ではないかと思います。市をきれいにしようということで。

今聞きますと、道具であつたり肥料であつたり、それ材料費や道具費ということになっているんですけれども、やはりこの方たちにやってもらう、やっていただいている人たちも高齢化がかなりということを聞いています。やっぱり水分補給なんか必要なんじゃないかと思いますので、その辺でも若干補助費が使えるような形を考えていただかないと、熱中症や脱水症であるとかつてあると思いますので、ひとつその辺のところでもできればお願いできればというふうに思っております。そちら、どのように考えているかだけお願いいたします。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 再度の御質問にお答えいたします。

総会におきまして、磯山委員のおっしゃるような御意見は多数いただいております。こちらの会則からいきますと、特に飲物を出してはいけないということはないんですけれども、聞くところによると、かつてお弁当ですとか食べ物まで賄っていたという事例があって、やめていただいたということの経緯があるようですので、今後は役員会に諮り、その後総会で承認されれば、飲物に対しての、本当に華美なお弁当とかそういったものに使うのではなくて、例えば、スポーツドリンクですとかお茶ですとかそういったもの、本当に夏場の暑い時期の水分補給に特化していただければ、そういったものも総会で通れば可能ではないかと考えております。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 ありがとうございます。同じような活動、同じようなというあれで公園里親制度というのがあって、そちら、やっぱり飲物とか大丈夫だということになっていますので、同じような活動で、ちょっと違いがあるというのもあれかなと思っていますので。

それと、もう1点なんですけれども、建設関係のほうで、道路里親というのがあると聞いて、道路の脇にやはり花を植えたりとかという活動があると聞いたんですけれども、これってふれあい美化市民と同じようなあれなんですけれども、分かれてやらなくてはいけないものなんですかね。こちら教育関係の方に聞いていいのかどうか分からないんですけれども、もし分かればお願いいたします。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 すみません。道路里親の会則、規則についてはちょっと分からないんですけれども、ふれあい美化につきましては、目的といたしましては、市内の美化に寄与していただくということで、地域の活動と捉えて生涯学習課に属しているものかと思いますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 ありがとうございます。以上です。

○柳井委員長 次の質問ございましたら。甲斐委員。

○甲斐委員 おはようございます。遅参して申し訳ございません。よろしくお願いします。

143ページです。おくの義務教育学校一体型校舎供用開始に向け準備するということで、まずこれの、ここにはない総事業費を確認したいと思います。それと、国補助金の金額は変更あるか、ないか。2点目です。令和5年度の工事の進捗状況を教えてください。何かあまり早くないということでしたので、ほかの事業への影響がないかとかの1点でございます。

2点目の質問です。159ページ、0109運動部活動の地域移行を推進するの件でございますが、令和5年度の状況と令和6年度の予定をお聞きしたいのと、部員等は増えているのかどうか。あと、保護者はどのような利用料等負担しているのか、確認の意味で御質問いたします。

3点目が163ページ、自校式学校給食を運営するの件でございます。今回上程もされていすけれども、ほかの上程もありますけれども、市の負担となる無償化に伴う食材費を含めた、あと、今後も小学校もやっていくと思うんですけれども、あわせて、食材費をどれくらい見ているのかお示しいただければと思います。

今後、小学校のほうはどういうふうな考え方であるのか。お考えになっちゃうんですけれども、そちらも参考に、よければお願いします。

以上3点です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○森田学校教育課長補佐 学校教育課です。甲斐委員の御質問にお答えいたします。

おくの義務教育学校の総事業費ということなんですけれども、こちらのほう、令和6年度までに予算額計上させていただいた金額が37億989万5,000円になっております。本年度児童クラブのほうちょっと計上しておりませんので、以前に38億7,000万円と総事業費をお答えしていますけれども、そちらのほうにはまだ達しておりません。来年度児童クラブを計上いたしますと、計画では今38億6,000万円ぐらいになる予定になっております。

あと、補助金についてなんですが、こちらのほう、令和5年度のほうに補助金のほうが国から示されております。こちらの金額が今3億71万3,000円。あと、令和6年度のほうなんですけれども、これから国のほうに申請する形になっておりますので、あくまでも見込額です。5億5,935万1,000円。トータルで8億6,006万4,000円が一応こちらのほうの事務局の見込額になります。

あと、3点目なんですが、工事の進捗状況についてなんですが、御指摘のとおり、ちょっとくい工事のほうが遅れまして、現在ちょっと工事のほうが遅れております。業者のほうに何とか工期を詰められないかという依頼はかけているんですが、今のところちょっと厳しい状況だという回答を得ています。

以上です。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 甲斐委員からの2つ目、部活動の地域移行の部分なんですけれども、令和5年の状況といたしましては、令和5年度につきましては、国から及び県からの補助を使つてのモデル事業ということで、3種目、野球とサッカーとバレーボールの、女子バレーのほうですね。こちらのほうを進めてまいっております。

令和6年度につきましては、そこにバドミントンを1つ加えようと思っています。というのは、昨年末、今部活やっている子も含めてなんですけれども、市内の中学生にアンケートを取らせていただきまして、もし違う競技をやってみたいとした場合、何をやってみたいかということで、一番多かったのがバドミントンが一番多かったんです。皆さん御存知だと思うんですが、市内の中学校にはバドミントン部分がない状況もあります。そういった中でやってみたいという子が多い。この地域移行というのは、既存の部活動の活動を先生から地域の方にというのもそうなんですけれども、それ以外に土日にそういったスポーツをやる場を提供するというのもありますので、今回市内の種目にはないんですけれども、令和6年度について、バドミントンを1つ入れて、それもモデル事業の1つとしてやっていこうというふうに考えているところでございます。

2点目にありました地域移行で部員が増えているのかというところなんですけれども、現状としては、部員が増えてはいないと思います。実際に部活動、まだ学校の部活動として活動している子の中で来て、今令和5年度やっている活動には来ている子が多いというのが現状です。全く部活動をやっていない子がこの活動に来て、それを契機に学校の部活動をやってみようかなというところに関しては、申し訳ありませんが、まだつながっていないというふうに、事務局、スポーツ推進課としては捉えている状況です。

最後にあった保護者からの利用料金のほうなんですけれども、これはモデル事業として、今回令和5年度やっているんですけれども、基本的にはこの事業が完全に移行となると受益者負担というのも当然必要になってくる部分ではあります。現時点では、国からの補助も下りてきておりますので、できるだけ低い金額で抑えてということで、今は月に1,000円の負担をお願いしています。月に大体3回やっておりますので、1回当たり、参加費として300円ちょっと。これをお願いしています。

この活動自体は、学校の活動ではなくなるので、保険代が必要になります。ですが、この保険につきましては、国県からの補助も活用しながら、現時点では保護者のほうには負担はお願いせずに、その補助を使ってやっているという状況になっております。

私のほうからは以上になります。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 学校教育課の野口です。よろしくお願いいたします。

給食費無償化に伴いまして、市の負担となる食材費なんですが、令和6年度の児童生徒数の見込みで見ますと、中学生の無償化分、こちらが約1億1,747万円。小学生も無償化にすると、約1億9,948万円。合わせて3億1,695万円となります。

次に、小学生における無償化の実施時期等に考えなんですけれども、今現段階ではまだ未定となっております。考えといたしましては、今後国における政策の動き、新たな補助金等、そういったこともこれから動きが出てくるかと思うんですが、将来にわたっての財政の見通しなども財政部門と協議して実施時期は検討していきたいと考えております。

以上になります。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございました。

再質問1点します。中学校なんですけれども、工期の遅れの指摘に対して、確かにあるということでございましたけれども、それに対する補助金の影響というのはどうなのでしょうかね。というのも、前回、前々回か、この案が通ったときに、補助金の都合上、今回議案を通さなきゃいけないという、当時の市長答弁がありました。それに対してどういうふうになっていくのか、確認をしたいと思います。

以上、1点です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○森田学校教育課長補佐 再度の御質問にお答えいたします。

補助金の影響についてですが、今回この義務教育学校なんですけれども、文科省の統合事業ということで、補助率のほう、通常の3分の1から2分の1のほうに上げていただいています。

こちらのほうなんですけれども、補助の、建物を普通は建ててから義務教育学校化という形を取るのが普通なんですけれども、牛久市の場合、義務教育学校にしてから施設を建てておりますので、補助のほう、補助条件として、義務教育学校になってから6年以内に事業のほうを申請しないと2分の1にはしないですよという、文科省の内規規定みたいなものをございまして、こちらのほうに間に合わせるために、去年のほうで工事のほうを着手させていただいております。

義務教育学校は、令和2年に開校しておりますので、カウントしますと令和7年までは有効期間に含まれるという形になっております。仮に、令和6年度中までに全てが終わらなかった場合、想定ですけれども、令和7年までは引き続き影響ないのかなというふうには考えております。

○柳井委員長 ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分いたします。

午前 10 時 58 分休憩

午前 11 時 10 分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。杉森委員お願いします。

○杉森委員 よろしく願います。

ページ 130、131、款 10 項 1 目 1、0102、教職員の保健管理をするであります。保健管理、特に労働時間管理の実態はどのようなものか質問をいたします。

タイムカードを使っているというふうなことです。記録管理はされているのかなというふうには思いますが、民間なんかではよくあるのは、タイムカードあっても、残業していてももう定時プラス 1 ぐらいで押させられて、それで残業をやるというふうなところも聞き及びますが、そういった、不正と言うとちょっと言い過ぎですが、誤った慣行なんかがないのかどうかというふうなことも含めてお聞きします。

それと、休職中の教員数というのが今どのくらいかということをお聞きいたします。

次に、134、135、款 10 項 1 目 3 の 0111 いじめ不登校対策を推進するであります。

令和 6 年の当初予算審査に係る執行部提供資料というものが出されているわけですが、その 6 番のいじめ認知件数というものがありませんでしたが、それによると、令和 4 年度に大きく増加しているというふうに出されているわけですが、これをどう見るのかということになります。

文科省の調査結果によると、令和 4 年度の増加というのが文科省のほうも気づいているようで、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより、接触機会が増加するとともにいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、SNS 等のネット上のいじめについての積極的な認知などでいじめの認知件数が増加したと考えられると述べています。こういったことをどういうふうに見るのかというふうなことが 1 つ。

それと、同じように、執行部提供資料の 7 番の不登校児童生徒についてですが、これによると、牛久市は小中共に不登校児童生徒の比率が茨城県内平均よりも、あるいは全国平均よりも低い状況にあるようですが、これはどのような成果の表れと考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、ページ 150 から 151 の款 10 項 5 目 1、0126 の児童クラブを運営するであります。

これも事前の提供資料の中で児童クラブの入級児童数というのは出されているわけですが、在校生徒数がやっぱりだんだん減ってきているということもありますので、在校生徒数に対する入級児童数の割合あるいは学校休業日受入児童数の割合はどのようになっているのか。そのことについて質問をいたします。

以上、3つです。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育企画課、吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に、保健管理ということでしたが、先生方の働き方の御質問というふうに理解しました。

牛久市については、教職員の時間外労働といえますか、については、比較的県内でも早くから取り組んでいたほうなんですけれども、大分様々な、例えば学校閉庁日を設定したり、それから、午後遅い時間の外部からの問合せについては留守番電話に切り替えたり、そういったこともやっております、残業時間については、着実に減少はしておりますが、もちろんいわゆる労働基準法ですかね、の根拠となる月45時間というところについて、なるべくそれ以内に収めようとしているんですが、必ずしも全ての職員がそうなっているわけではございません。ただし、80時間という過労死ラインは大分減っております、数名という状況になっていまして、働き方改革については進んでいるとは思っております。

ただ、タイムカード云々のお話もありますが、当然我々はタイムカードはきちんと押していただいているとは考えておりますけれども、ただ、持ち帰りというものもありますので、必ずしもそのタイムカードの時間で時間外労働はそれだけだというような認識はもちろんしておりません。過去の数字で恐縮ですが、令和3年ぐらいの調査ではたしか70%以上の教職員が持ち帰りしていたので、そういったところもあるので、なるべく時間外を少しでも少なくするよう、働き方改革は当市としても進めていきたいというふうに考えております。

じゃ、教育企画課で児童クラブのほうで参ります。

学校の全児童数については、当然微減の傾向はございますが、児童クラブの入級数については、一番高かったのが令和2年度の29.8%というのがあります。ただ、それ以外は、本年度、それから昨年度あたりも大体27%前後で推移しております、入級率自体は27%、28%で、恐らく今後も推移するのかなというふうに思っております。

児童数は減っていても、若干入級者数は多少働く両親共働きの家庭とかも多いと思いますので、大体割合で言うと、これまで27%前後で大体定まってきたかなというふうには思っております。

以上です。

○柳井委員長 それでは、指導課長ですか。お願いします。

○河村指導課長 休職中の教員数ですが、小学校で2名、中学校で2名の、計4名になっております。

それから、いじめ不登校対策についてのいじめの認知件数が増えているということですが、委員のほうから見取りの精緻化というお話がありましたが、やはりいじめがないということのほうが大きな問題で、見過ごされたいじめが深刻化して、最悪自死に至るというようなケースになりますので、まずは小さいいじめでも、きちんと認知して指導、支援に当たるという考え方で、継続して各学校にお願いしていますので、そういったことが浸透した結果ではないかなというふうには考えています。

それから、不登校のほうが今年度少し減少傾向になっているんですけども、それはやはり、グループ活動であったりとか、ペア学習であったりとか、先ほどのいじめにも関わるんですけども、様々な学校行事等も復活してきたことで、子供たち同士の関係性もよい傾向が生まれているというふうには捉えています。

ただ一方で、関係性が増えればいじめのようなトラブルも当然増えてくるので、そういった傾向ではないかなというふうに捉えております。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 労働時間については、労基法では法定労働時間というのを定めていて、1日8時間、週40時間というふうになっています。それを超える労働をさせる場合は36協定というのを結ばなければならないという、これは民間では常識で、地方公務員の場合、それに適用されない職種というのが結構多いわけで、公立の学校の場合ですと、教員の方は適用されない。

ただ、職員の方は教員の給特法の適用を受けないために36協定を結ばなければならないというふうに聞いていますが、牛久ではその36協定実際に結んでいるのか。時間外やっていないということならば結ぶ必要もないのであれですけども、結んでいるのか。

結んでいるとしたら、その時間外の上限というのは月と年で何時間というふうにしているのかということをお聞きします。

○柳井委員長 それでは、教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 36協定、市の場合にはいわゆる県職、県費負担職員にはなりますが、事務職員の方については毎年36協定を結んでおります。（発言あり）

○柳井委員長 いいですか。じゃ、次に遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、3点お願いいたします。

初めに、131ページ、0105の奨学金条例に基づく就学を支援する。494万円の予算計上で、前年度と大体同じような計上が出ています。この中の補助金のあれですね。奨学金給付の補助金、その内容、ちょっともう一回確認をしたいと思います。一般の奨学金、あと交通遣児の内訳について。

それと、奨学金を受けるに当たっての申請方法の基準ですね。例えば学校長の推薦があるというふうに聞いているんですが、そのほかがあるのかどうか伺いたいと思います。

それと、133ページです。今不登校の子供の話が出ましたけれども、0106の教育センターきぼうの広場の管理運営をするということです。前年の予算に比べると多少増えているんですが、職員の方の増というのがこの中に含まれているのかどうか。また、資格を有する職員はいらっしゃるのかどうか。

現在不登校児童、先ほど資料から見ますと、令和3年と4年では不登校児童が増えている状況なんですけど、令和5年度まだ途中なんですけれども、中間でも数字が分かれば教えてください。

複雑化をしています、今家庭環境の中で児童生徒に対する対応として、学校復帰を求める、勧めるだけではなく、各校に居場所があるという話も聞いたんですが、その状況を伺いたいと思い

ます。

それと139、141ページ、要保護、準要保護の問題です。小学校、それから中学校と、前年に比べまして大幅に減っています。資料請求いただいた中でもかなり数字が見えてくるんですけども、理由として考えることはどのようなことがあるのか。

国のほうでは補助単価の引下げがされたと聞くんですが、これは要保護のほうだけということなんですけども、影響はどうだったのか。

それと、家庭の負担軽減からも生保基準、牛久非常に低いんですけども、この見直しの考えについて伺います。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 まず、奨学金についての御質問です。

奨学金については、牛久市については一般奨学金、それと交通災害遺児等奨学金というのがございます。

一般奨学金は、市内の中学3年生、義務教育学校の9年生に通知を出します。高校在学中の奨学金になりますが、中学3年生時点で高校進学を希望していること、生活保護を受けている、またはそれに準ずる世帯の生徒であること、素行が優秀で勉学に熱心に取り組んでいること、校長先生の推薦があること、こういった条件を全て満たす方が対象となります。支給額は年額12万円です。

それから、交通災害遺児等奨学金につきましては、こちらは市内の小中学校の児童生徒、保護者の方が交通事故や疾病などで亡くなっていたり、障害を負って就労が不可能であるといった状況、また、生活保護を受けている方、それに準ずる世帯の児童生徒であること。こちらも校長先生の推薦が必要です。こういった条件を満たす方を対象としての奨学金で、こちらは年額6万円となっております。

申請の方法ですが、先ほどありましたが、校長先生の推薦、そのほかには一般については成績証明書というのをいただいております。通知表の写しとか指導要録ですね。そういった成績が分かるものは出していただいております。交通については、亡くなっている場合には戸籍謄本とか、障害の程度が確認できる書類のほうは出していただいているところです。

以上です。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 きぼうの広場関係に関してお答えします。

職員数が増加するものではございません。報酬等の昇給によるものであったり、期末手当のほかに勤勉手当が加わるような方もいらっしゃるということで、職員が増加するというわけではございません。

それから、専門資格を有する職員がいるかどうかという話ですが、臨床心理士と公認心理士の両方の資格を持っている者がまず市の職員として1名います。それ以外にも1人お願いしている方がいて、そのほかにも、学校心理士であったり、社会福祉士であったりという資格をお持ちの方は1人ずついらっしゃいます。

それから、各校に居場所があるかということですが、一般質問の中でも何度もお伝えしているとおり、中学校には別室というのが設置されていますので、そちらが教室に入れないうちの子たちの居場所にはなっているかなというふうに考えています。

ただ、小学校においては、そういった部屋は設置されていませんので、例えば、一時的に保健室を使うであったり、空いている教室で空いている先生がある程度対応したりってというようなことで、全然居場所をつくっていないというわけではないです。

以上であります。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 要保護、準要保護についてになります。

まず、要保護、準要保護、昨年度と比べて大幅に減少しているということなんですが、就学援助費につきましては、例年申請者見込みである程度余裕を持った形で予算の計上をしております。ただ、令和4年度なんですが、実際に不用額800万円以上出ていることもあり、ある程度予算を精査して計上をしております。

また、来年から中学校の給食費が無償になりますので、中学校の給食費分の支給が減額となっております。

こちら、認定の基準を厳しくしたりとか、支給額を減額したりとか、そういった、条件を変えているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

次なんですが、国で補助単価の引上げがされたということなんですけれども、令和6年度要保護児童生徒援助費補助金、予算案において、新入学児童学用品等が3,000円引き上げられたという情報があります。当市においても、国の補助単価に合わせ、新入学児童学用品等を3,000円増額する予定でいます。

令和5年度、この新入学児童学用品等を支給した人数なんですが、34名。3,000円引き上げたことによって援助額が全体で10万円程度増額になることが見込まれますが、この計上した予算の範囲内で対応可能と考えております。

次に、基準額の見直しについてなんですけれども、牛久市の就学援助の認定基準というのが生活保護の1.15倍となっております。この1.15倍という数字は、確かに近隣の市町村を見ても高い数字ではないです。ただ、就学援助の認定は、単純にその倍率のみではなくて、収入で見るのか、所得で見るのか、また、どういう経費を捉えているのか、そういったところで、なかなか単純に比較できないという部分もあります。

また、生活保護の基準なんですが、最新の基準を採用している市町村も多い中、牛久では平成25年10月に見直しがあり、大幅に基準が引き下げられました。牛久市は、この引き下げる前の平成25年基準というのを基に認定をいたしております。

いずれにいたしましても、近年の物価上昇、就学にかかる負担も大きくなっているところがありますので、この1.15倍という見直しの検討は必要かなと考えております。特に、県南地区の近隣の状況を見ながら、周辺に比べ牛久市が厳しいというような状況は、それはそれで問題があると思いますので、近隣市町村を見ながら、見直しの検討を進めていければと考えております。

以上になります。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 奨学金のほうなんです、令和6年度については一般、それから交通遺児のその内容をどのように見ているのか。その辺をちょっと確認をしたいと思います。

それと、きぼうの広場のほうなんです、確かに増になっているので、職員が増えたのかななんて思ってしまったんですが、そうですね。今昇給による金額の増だということは確認できました。

それと、中学校には各校にそういう居場所というんですかね、それがあるということなんですけれども、例えば、保健室に登校するお子さんとか、そういう方もいらっしゃるのではないかなと思うんですが、そこの居場所というか、それ以外に子供たちが休める場所、そういうのが小学校には保健室登校というのもあるというお話だったんですが、この辺もう一回確認してください。中学校にはそういう部屋があるということなんです、各校にあるのかどうかですね。

それと、やっぱり学校に行けなくなるというのは、いろいろな家庭環境もあると思うんですが、子供たちがなぜ行けなくなるのか、その辺の把握、その辺は丁寧に聞いていただきたいと思うんですが、どういう理由というのが一番多いのかどうか。市のほうで把握している内容を伺います。

それと、要保護、準要保護なんです、確かに今物価高騰の中で非常にやはり生保の基準を採用しているというところでは大変厳しいんじゃないかなと思うんですね。この頂いた数字を見ますと、これ令和5年度456の申請者に対して却下が46家庭ですか。申請率が6.9ということで、非常にほかと比べたらというか、ほかがちょっと把握をしていないんですが、低いのではないかなと思うんですね。この多分生保基準というのが低いために、そのボーダーラインにある方がなかなか申請までいかないというようなことも考えられるんですけれども、その辺の考えをちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 来年度の奨学金の見込みですけれども、一般のほうでは38名を見込んでおります。それで、交通災害遺児等では6名を見込んでおります。

以上です。

○柳井委員長 指導課長、お願いします。

○河村指導課長 お答えします。

まず最初に、最初の質問で答弁漏れありましたので、不登校の人数ですが、1月末時点では小中合わせて162名の不登校数が計上されております。

それから、各学校に居場所があるかということですが、先ほど申し上げたように、中学校には設置されています。

小学校のほうでも、各学校で空き教室とか、空き部屋を活用したり、先ほど申し上げたように、保健室であったり、もしくは職員室の一角であったり、様々な場所を使って居場所の確保には努めてくださっているのですが、先ほどICTのところでも申し上げたとおり、小学校の先生は空

き時間がないので、結局そこに関わる先生がいないというような状況が一番難しさを感じているところですよ。

行けなくなってしまう理由というのは、これはもう一概に1つと限定するのが難しく、やはり友達関係もあるでしょうし、学力の不振等もあるでしょうし、もしくはその家庭内の課題であったり、様々ありまして、学校でもアセスメントというか、分析はするんですけども、休みが長期になった子供たちからやはり話を聞いても、これだというのが明確に分かりませんし、なかなかその対応については、学校のほうでも家庭訪問であったり、電話連絡であったり、様々な方法を取っていますが、なかなかすぐに解決するというような支援というのを見出すのは、今のところなかなか難しい状況はあります。

以上です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 就学援助の認定基準のボーダーラインということなんですが、ボーダーラインは基準の見直しを上げたり下げたりしたとしても、必ずどこかしらボーダーラインが出てくるわけですし、ボーダーラインというよりは近隣の状況、例えば龍ヶ崎市で認定を受けられていたのに、牛久に転入してきて条件はさほど変わっていないのに認定が受けられなかった。こういったことは問題があると思いますので、近隣の市町村の状況を見ながら検討していければと考えております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 きぼうの広場のことなんですけれども、不登校になるにはそれなりにいろいろと子供なり家庭なり、その学力なりにいろいろ理由があるということの、今課長の答弁なんですけれども、きぼうの広場に行きたいと思っても、結局はそこに行くための手段が、例えばお母さんが働いていたりなんかすると、なかなかその場所にも行けないという。そのお子さんは、元気なお子さんなんですけれども、結局1日家庭で過ごし、お母さんが仕事場からお昼は戻って、その様子を見るというか、そういうような状況もあるというふうに聞いたこともあるんですね。

きぼうの広場という、せっかく居場所みたいなのをつくったんですけれども、そこに通うための手段というのが大変ないということで、子供1人では通わせられないので、結局は学校にも行っていないし、自分の家で過ごしていることが多いというか、そんなような状況なども聞いたことがあるので、やはり学校の先生との対応というか、子供たちは子供たちなりにいろいろと考えて、そういうような判断をしているんだと思うんですけれども、そういうところで、やっぱり学校として、また、教育委員会として、そういう把握をしていく必要もあるんじゃないかと思うんですが、その辺の対応をどういうふうにしているのか。その辺だけちょっと確認をしたいと思います。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 把握については、毎月欠席日数が10日以上の子供生徒については、報告のほういただいております。その報告書に基づいて、先ほど人数のほうを申し上げました。

以上でございます。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 なかなかその保護者の都合で広場に通えないという子がいるということでしたので、何か策はないかということで、今までは自転車で来るということは原則禁止にはしていましたが、高学年であったり、中学生であったり場合には、保護者の了解を得て自転車で通学しても構わないというような方向にはしております。

あとは、やはりフリースクール等との連携も深めていきながら、そのお子さんが通いやすい場所というんでしょうか、そういった場所に行けるようになると本当にいいんだろうなというふうには考えています。

以上でございます。

○柳井委員長 いいですか。じゃ、水梨委員。

○水梨委員 水梨です。よろしくお願いします。

まず、先ほどの139ページ、ICT、小学校のICT環境を管理するの部分で、こちら公有財産購入費、こちら3,700万円予算。昨年度も今年度もちょっと予算計上されているんですが、決算のほうでは、こちら何も無いような状態です。これは何を考えて予算計上しているのか、ちょっとこの辺詳しく教えていただければと思います。公有財産購入費。よろしくお願いします。

そして、もう1点行きます。147ページ、うしく・鯉まつりの開催を支援する。教育委員会として、お祭りという意味では、多分1つ、この鯉まつりだと思います。教育の観点から、今年ももしかすると、魚の何かつかみ取りみたいなものがもしかするとなくなってしまうような話もちらっとちょっと聞いたんですが、その魚というか、ドジョウというか、その命の大切さという意味では、教えるという意味で実施しないのか。どういった観点でやるとかやらないとか決めているのかとか、ちょっとその辺詳しく教えていただければと思います。

最後もう1点、149ページ、PTA連絡協議会を支援するの部分です。予算がたしか100万円ぐらい出ていたと思うんですが、こちら、その予算に対しての内部のことは市P連のほうに完全に任せているのかどうか。加入、非加入の問題とかも今大分出てきていると思うんですが、教育委員会としてアドバイスをしているのか、していないのか。そういう対応を市P連のほうに全体に任せているのか。または、そういう市P連と教育委員会のほうで話合いの場をつくっているのかとか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 ICT関連の公有財産購入費なんですが、こちら、たしか10月議会で物品購入で上程させていただいたんですけれども、GIGAスクールタブレットで使用するソフトのライセンス購入費用、もともとタブレットは5年リースで契約したんですが、タブレット本体に対してそのソフトであったりとか、そういったライセンスの分が3年オプション、5年オプションという、そういう選べる状況がありまして、3年オプションですとプラス8,000円、5年オプションですとプラス3万8,000円。これ5年オプションになりますと、牛久市で必要としないもの、いろいろな余計なものとか、そういったものがついてしまうので、必

要なものだけまず3年オプションで契約しております。必要なものは、残り2年は別個に契約したほうがトータル的に約7,000万円、8,000万円ぐらい減額できるということなので、そういったやり方にしています。令和5年度、6年度と公有財産購入費を計上させていただいているところです。

以上になります。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

まず、うしく・鯉まつりにおける魚のつかみ取りをやるのですかということでございますが、今実行委員会のほう開きまして、準備を進めているところではあるんですけども、こちら、魚のつかみ取りも含めまして、鯉まつりはいろいろなコーナーで構成されておりまして、コーナーの構成員はそれぞれの各部会の方をお願いしております。

その各部会ごとの話合い中で、今年は命の大切さも含めた魚のつかみ取りを実施するのかというのを今やっている、もんでいるところでございますので、恐らく次の実行委員会ぐらいのときに具体的になるのかなというところでございます。

続きまして、149ページのPTAでございますが、こちらのPTA連絡協議会活動支援補助金につきましては、水梨委員のおっしゃるとおり、現在は各PTAのほうに全てお任せしております、こちらは総会資料を頂いたりとか、報告を受ける形だけしか取っておりませんので、特に話合いの場というのはこれまで持っていなかったんです。

ですが、水梨委員がおっしゃるとおり、現状というものを市としても把握しておく必要はあるかと思います。そうでないと、市としてできることですか、側面からの支援というのができないかと思うので、もっと情報の共有化をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

1点、2点再質問させていただきたいと思います。

こちら、GIGAスクールのライセンスに関してなんですけれども、これリースということなので、多分今後ずっと続くかと思うんですが、例えば、リースじゃなくて購入していくとかという、市のお考えはあるのかどうか。何千万円という単位だと思うので、儲かる企業はそれこそ大企業になると思うんですが、その辺のちょっとお考えをお聞きしたいです。

147番、鯉まつりに関してなんですけれども、鯉を子供たちに見せるというのがたしか何か要綱というか、鯉まつりをやるに当たっての話だったと思うんですが、その鯉まつりはポール以前は多分あったと思うんですね。こいをつり下げるあのポール。今は、多分いろいろな観点から多分なくなっちゃったと思うんですが、それをまた再度立てるような計画があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 G I G Aスクールで購入かリースかというところなんですけれども、これはライセンスのお話、それともタブレットそのもののこと。

ライセンスは、権利購入として購入しています。ライセンスそのものの賃貸借というのができなかったのも、G I G Aスクールで3年オプションつけていますので、不足するその2年分、それを毎年1年ライセンスを購入していく形としています。

以上です。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

再度の御質問にお答えします。

うしく・鯉まつりのポールでございますが、水梨委員おっしゃるとおり、老朽化により撤去させていただいた。最初はあったんですけれども、ずっと使っていたものですから、初代まつりから。老朽化してさびてしまったりして、危険性があって撤去したということになっているそうです。

こちら、再度立てるとなると最低500万円のお金がかかるということは調べ上げておりまして、実行委員のほうでも意見がちょっと今分かれておりまして、立てたいという、古くからいる方はあそこにもう一度広場にこいをつるしてやりたいなという方と、いや、もう鯉まつりもかなり定着して、子供たちのお祭りとしていろいろ部会で工夫を凝らしてやっていただいていますから、次年度などは、池のところに数匹のこいを上からつるす形で、今ロープで池の上のステージのところに今考えているところなんですけれども、このポールを立てるということは本当に大きな問題でございますので、また再度実行委員会の中で協議を重ねてまいりたいと思っております。以上です。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 先ほどの英語指導助手を派遣するのところで、ちょっと再質問漏れてしまったんですけれども、これはどういった、通常のその先生が行う授業と比べてどういったことを期待してここに依頼をしているのかということのをちょっと伺いたいです。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 お答えします。

英語の先生の質も上がってきて、かなりネイティブな発音される方もいらっしゃいますけれども、やはりネイティブな方の発音を聞く。ネイティブな方たちのその文化的な部分も授業の中で把握していくというか、理解していくというような意味合いです。

それから、先生とA L Tで対話とかもできますので、そういった部分を子供たちに実際に見せられるというような長所もあります。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございます。

これは、ハイブランドシステムというのは関連していますか。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 すみません。ハイブランドシステムというのは、ちょっと私よく理解していないんですけれども。

○柳井委員長 もう一回どうぞ。

○出澤委員 多分牛久市全体の中学校でなくて、多分今下根中だけですかね。取り入れられている英語授業の方式だと思うんですけれども、文法を可能な限り排した、5回英語読んで理解を深めていくというような勉強方法を今下根中学校で行われていると思うんですが、その関連かなと思ったので、ちょっと質問しました。

もしなければ、答弁内容なければ結構です。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 文法を排するというようなことは、基本ないです。

必ず学習指導要領にのっとって先生方は授業されていますので、その部分を排除してというのはないと思うんですけれども、先生方の工夫に応じて、そういった指導をある単元とかで取り入れたりとか、もちろん年間を通してそういった部分を少し強化して教えるとかという方法はあると思いますけれども、ベースはどこの学校でも同じように指導はしていると。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 下根中学校に通う生徒の親御さんや、その地域で英語教育をされている方からちょっとそういったお話を伺って、ちょっとこれは大きな問題じゃないかと。かなり文法のほうがおろそかになっていて、受験に対応できないんじゃないかといった声が多く聞かれたので、一回調査をお願いします。

以上になります。

○柳井委員長 答弁どうしますか。ほかの質問、質疑。伊藤委員。

○伊藤委員 お願いいたします。135ページ、0114幼児教育センター事業を推進する。アドバイザー3名になるということで、事業内容をお願いいたします。

それから、133ページ、0104英語指導助手を派遣する。こちらの事業内容、また、委託先などを教えてください。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 お答えします。

アドバイザーが3名になるというのは、保育課のほうに今幼児教育指導員という方が2名いらっしゃいます。その2名を所管替えをして、指導課のほうで一緒に幼児教育センター事業の中の一員として任用していくという形です。

保育課のほうの教育指導員2名が行っていたことが、例えば、公開保育であったり、4、5歳児研修であったり、そういった事業を担っていたということなので、そちらのほうを指導課のほう

うでコントロールしていきたいというふうに考えています。

同じ内容で行うのではなくて、保育士の方々も成り手が不足して非常に勤務が厳しいというお話も聞きますので、少しスリム化していきながら、質のほうは高めていければというふうに考えておりました、今検討しているところです。

それから、英語指導助手のほうは、先ほど申し上げたとおり、委託先のほうはハートコーポレーションという会社になります。3年契約をしております、来年度が3年目になるので、来年度また新たに委託先をプロポーザル方式で決定しようというふうに考えてはおります。

内容的には、先ほど申し上げたとおり、英語の授業に入っていただいて、先生と一緒に授業のほう取り組んでいただいているという内容になります。

以上です。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。以上です。

○柳井委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は1時10分とさせていただきます。よろしくお願いします。

午前 11時58分休憩

午後 1時10分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。

教育委員会次長兼教育企画課長より発言を求められておりますので、お願いします。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育企画課です。

すみません。午前中、杉森委員からの御質問で、市内の学校の事務職員さんが対象なんです、36協定、協定の中のその時間外の上限という御質問がありました。ちょっと私のほうでお答えできなかったものですから、今答えさせていただきますと、1日の労働時間は7時間45分です。1か月当たりの超えてもいい時間数といいますか、上限ですね。時間外労働の上限は45時間、1年間では360時間というふうになっております。

以上です。

○柳井委員長 それでは、質疑のある方、御発言を願います。伊藤委員。

○伊藤委員 質問なんです、あと4問なんです、分けたほうが……、いいですか。すみません。お願いいたします。

まず、133ページの0105スクールアシスタントを派遣するの、こちらのスクールアシスタントの人数と課題について伺います。

それから、次が149ページの0124エスカードホールを活用した文化活動を支援する。こちらの使用料はどのように決めているのかというのと、あと、部品の点検はどのようにされているのか伺います。

それと、あと159ページの0105牛久シティマラソン大会開催を支援するで、こちら申込

みがネットのみだったと聞いたんですが、なぜネットのみなのかをお伺いいたします。

143ページ、0101幼稚園費職員給与関係経費、こちらなんですが、第一幼稚園と第二幼稚園が統合なので、職員体制はということでお伺いいたします。

以上です。

○柳井委員長 指導課長、お願いします。

○河村指導課長 スクールアシスタントの件についてお答えします。

まず、スクールアシスタントの人数ですけれども、今67人になっています。

課題としましては、学校の中に配慮を要する児童生徒等がいますので、そういった子供支援のほうを学校の要望に合わせて配置していきたいんですけれども、やはり充足率というのが60%ぐらいなので、なかなか学校の要望にはお答えできていないかなというところです。

以上です。

○柳井委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課です。

エスカードホールを活用した文化活動を支援するの使用料ということですが、いわゆる映画の版權、いわゆる著作権使用料につきましては、エスカードシネマクラブ実行委員会の中で実行委員の方々が公演する映画の選定を行う際に供給元の会社と協議した上で決定させていただいております。大体約1回当たり10万円前後の使用料がかかっているというふうにお聞きしております。

あと、備品の点検ということで、エスカードホールでの映画上映会に関しましては、エスカードホールに備え付けられていますプロジェクターのほうを使用させていただいているため、こちらの事業で備品等の点検等は現在行っていないということです。

以上になります。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 私のほうからマラソン大会の件でネットのみの申込みの理由ということなんですけれども、コロナが始まる前まではネットの申込みと、あと郵便局での振込、これでの申込みを受けていました。コロナが蔓延してしましまして、3大会ほど中止となりまして、その後令和4年度の大会、令和5年の1月の大会から大会を再開したんですけれども、その時点ではまだ感染のリスクも多少ある。郵便局の振込の用紙ですと、郵便局の窓口に行かなければいけなかったり、あとは、体育館の窓口のほうにお持ちいただかなければいけなかったりということで、そういったリスクを避けることをメインとしまして、ネットのみの受付とさせていただきました。

今年の1月、令和5年度の大会においても同様に、ネットの申込みとさせていただきましたが、どうしてもネット環境がないとか、そういったことで申込みができないというお客様に対しましては、体育館の窓口のほうで一緒にネットの申込みのほうをお手伝いさせていただいたりということで、あとは、御家族の方でもそういった環境に慣れている方がいるのであれば、お願いしていただいたりということでやらせていただきました。

昨年、全申込者数が約2,500名いたんですけれども、実際に体育館の窓口のほうでそのような対応をさせていただいた方というのは10件程度でございます。ただ実際は、外の大会なんかを見てみると、やはりもう現代の流れといいますか、ネットの申込みというのは増えてはきているというのは事実としてございます。

今後につきましては、ネットの申込みを中心とするようにはなるとは思うんですけれども、やはり一定の要望、やはりネットができないとか、そういった方もいらっしゃると思いますので、その辺につきましては、来年度の大会については、またこの後実行委員会等々開催されますので、その中で申込み方法などについて検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 公立幼稚園の人員体制についてなんですが、今年度、令和5年度は、第一幼稚園クラスが3歳、4歳、5歳児ですので、それぞれ担任、副担任で、まず、園長が第一と第二で兼務で1名、3クラス担任、副担任6名、要支援児童担当として3名、あと用務員1名で、第一幼稚園のほうで計11名。第二幼稚園については、クラスが5歳児クラスなので、担当1名、副担任1名で要支援担当として1名、それと用務員1名で、計4名。合わせて15名です。

令和6年度は、第一幼稚園に統合されることになりますので、園長が1名、新たに、主任という形で、担任を持たない副園長のような立場の方を1名、クラスが3クラスになりますので、担任、副担任それぞれ6名。要支援担当として3名、用務手が1名、計12名となります。

以上です。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 再質問させていただきます。

エスカードホールの使用料というのが何かピアノの発表会なんかで使用されていらっしゃるピアノ教室の先生の方からお声もちょうと頂戴したんですけれども、何か段階的というか、料金が2段階みたいで、何か料金が変わっているんですかね。そういうのもあるんですが、何か要するに、ちょっとそういった個人のピアノ教室をやっている方なんかが使用するには、とてもちょっと料金が高いのではないかなというようにお声をいただいたりしているので、その辺ちょっと検討というのは、今後されるお考えとかはないのかどうか。

あと、備品に関しては、やはり同じ先生のほうから、たまたまかもしれないんですけれども、ちょっと控室に使っていたところの場所で、テーブルがちょっと壊れていて、全くちょっと使えなかったんで、お弁当を膝の上に乗せて食べましたというようにお声もあったので、ちょっとそういった、先ほどのプロジェクターとか、そういったお話だったんですけれども、テーブルなんかとか、そういったものに関しても、ちょっと点検とか、そういったことを定期的にされているのか。また、今後はそういうことがないようお願いしたいというのが、ちょっと要望としてお伝えさせていただきますので、要望に関しては、ちょっと答弁はいいんですけれども、点検は、ほかのそういったものにも点検はされているのかのお答えをちょっとお願いいたします。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課です。

先ほどの再質問のほうにお答えさせていただきます。

ページといたしましては155ページの0106のエスカード生涯学習センターを管理運営するの部分に再質問が当たるかと思しますので、よろしくお願いします。

まず、料金でございますが、個人的なお教室とか塾とかいった、そういったものに関しましては、その講師そのものにお金が入ってくるのは、有料開催という形でお金を頂くようになります。そのほかの例えば、サークル活動、サロン活動などで、市民の割合がある程度の人数で、しかも非営利という形であれば、減免枠の中に入ってくるかと思しますので、その辺は窓口の者に確認していただければと思います。

それから、備品でございますが、大変御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。備品の点検は定期的に行っておりまして、委託のほうをお願いしております、牛久都市開発株式会社のほうを通じまして、壊れたり不具合があったものにつきましては、報告を受けて、予算があれば範囲内で速やかに直すような形を取っておりますので、もしお気づきの点がありましたら、窓口にありますエスカードにあります牛久都市開発株式会社のほうに申しつけてくださいますと、生涯学習課のほうに届きまして、対処させていただく形になります。

以上です。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。分かりました。そのようにさせていただきたいと思います。

そして、牛久シティマラソン大会のほうのネットのみだったというところで、やはり先ほどお答えいただいたので、コロナの感染対策という部分でというのが分かりましたので、今後やはり、高齢者の方がジョギングとか、高齢者の方が参加できるものがあるので、高齢者の方の参加申込みも結構多いのではないかと考えるんですが、やはり家族の者に申し込んでもらったとか、あと、何でネットのみなのお声をいただいていたところなので、ぜひちょっと窓口、今までも対応もあったようですけども、ちょっとそれも分からなかったというところもあったと思うので、窓口とかでも申し込めるような体制を検討いただきたいと思いますので、答弁は要りませんので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○柳井委員長 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）遠藤委員。

○遠藤委員 3問で行きますので、すみません。

今市立幼稚園のこと、143ページの0103ありました。市立幼稚園の管理運営なんですが、令和6年度の年齢ごとの園児数、もし分かれば教えてください。それと、バスで送迎をされるということになると思うんですが、バスの通園の計画、それは前のときには当分の間みたいな言い方だったので、どういうふうに計画を持っていくのかどうか。それと、幼児教育の無償化で、3歳以上の保育料というんですか、それは無料になると思うんですが、その他の多分保護者負担というのがあろうと思うので、その費用負担が何があるかを教えていただきたいと思います。

133ページ、戻りますが、0107の教育振興基本計画の点検評価と進行管理。これ令和6

年度の実施事業、新規の事業なんですね。第1期が前に頂いた牛久市に教育振興基本計画というのがありますので、この内容について、第1期をどういうふうに評価をしながら、第2期に進んでいくのかどうか、その辺。委託料ということが書いてあるんですが、この委託先とどのような内容なのかを確認したいと思います。

それと、145ページの0103です。市内の埋蔵文化を調査するということで、委託料の試掘調査支援、この委託先はどこなのか。それから、埋蔵文化全体の把握とか保存について、どのように市は定めているのか。今度文化財が市長権限になりましたので、教育委員会の範囲から外れると思うんですが、今後の変更点は何があるか。その辺を伺いたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 公立幼稚園の部分についてお答えします。

令和6年度の年齢ごとの園児の数なんですが、今現在で申込みがあるのが3歳児が17名、4歳児21名、5歳児21名、合わせて59名になります。

次に、バスの利用者ですが、令和6年度で申込みがあるのが3歳児5名、4歳児4名、5歳児3名の12名になります。

バスの運行の計画なんですけれども、合併のときに保護者の方に説明させていただいているのは、令和5年度からの5年間、令和9年度までとさせていただきます。

次に、幼児教育の無償化がありましたが、それ以外の部分の保護者負担についてなんですが、一番大きいのが給食費ですね。月額3,460円の11か月、3万8,060円。それと、教材費、絵本とか、そういったもので約1万円程度。それと、行事活動費として、遠足や芋掘りなど、そういった類いのものなんですが、約1万円。それとPTA会費3,600円。年間で約6万円をちょっと超えるぐらいが今保護者の負担となっている分になります。

以上になります。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育振興基本計画の点検評価と進行管理を実施するに関する御質問にお答えいたします。

現在の第1期の牛久市教育振興基本計画が2019年の3月に策定されておりまして、来年度いっぱいその1期が終了するということになりますので、令和7年度からの開始に向けての策定作業を来年度で行うということになります。市の総合計画のほうも令和7年度から新しくなりまして、また、教育大綱ほうも令和7年度からの新しい計画が策定されることになっております。当初は2023年までの、本年度までの教育振興基本計画の第1期も今年度までの予定だったんですが、やはり総合計画や教育大綱とやはり足並みそろえるということもあって、1年延長した経緯がございます。ですので、来年度に総合計画と教育大綱、これは市長部局のほうで策定しますが、教育基本計画についても教育委員会で来年度に策定するということに、同時に策定ということになります。

どのように見直すかにつきましては、教育委員会の事務事業については毎年点検評価を行って

おりますので、それらを踏まえて、新しい計画のほうを策定してまいりたいということになります。まだ具体的に形はまだ出しておりませんが、これまでの点検評価を踏まえた上での策定になると考えております。

委託先につきましても、当然これから決めていくわけですが、市の総合計画、それから教育大綱も策定するわけなので、市長部局とも連携しながら、一緒に同じ業者にするかどうかは分かりませんが、そういったことも検討しながら、内容についても今後詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳井委員長 文化芸術課長、お願いします。

○木本文化芸術課長 文化芸術課、木本です。

市内の埋蔵文化財を調査するの委託料、試掘調査支援の委託先につきましては、今年度につきましては、試掘調査時に使用する重機の契約は、見積りを徴収して一番安かった市内の造園業者と契約のほう結ばせていただいております。また、同じく、試掘調査に作業員等が必要な場合もございますので、その際はシルバー人材センターのほうから作業員のほうを出していただいているような状態となっております。

あと、埋蔵文化財全体の把握や保存につきましては、基本的には茨城県が示している基準に基づき試掘調査等を実施しておりますが、牛久市の場合につきましては、平成の前半に行われました市史編さん事業において市内の遺跡調査、試掘調査が実施されておりますので、そちらの成果に基づきながら、あとは毎年開発行為に伴って発見される遺跡等を随時追加してというような形を取っております。現在埋蔵文化財包蔵地といわれる、いわゆる遺跡といわれる箇所が市内では196か所、現在確認されているような状態でありまして、開発によって失われる埋蔵文化財包蔵地につきましては、国の指針等に基づきまして、発掘調査を実施して、記録保存という形で、記録の上に残してそれで開発で破壊していただくような形の手続を取っている形を取らせていただいております。

またあと、文化財部局が市長権限となり、今後の変更点につきましては、事務的なものとしましては、現在教育長名で出していただいている各種申請書等を市長名で出していただくような形になること、牛久市が回答する文書が市長名になるという形になりますが、基本的に埋蔵文化財の件でよく懸念される、市長部局に移管されることによって、開発行為との均衡が図られる必要性があるのではないかとか、そういう点につきましては、牛久市の場合におきましては、埋蔵文化財の開発に伴って出される文化財保護法93条、94条、96条、97条の許認可権限は、現在茨城県教育委員会教育長が有しておりますので、基本的には牛久市のほうから進達して、県のほうで最終的な許認可を出していただくような形を取っておりますので、そこら辺の均衡は十分に図られるというふうな考えをもっております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 公立幼稚園のほうですね。今お話、答弁の中でやっぱり給食費が月額3,460円

ですか、その負担がある。そのほかにも活動費、PTA会費等で、年間では約6万円ぐらいの保護者負担があるということなのですが、学校給食の中学校からの無償化になると、中学校ですの、小学校、ほかの無償化に関しては、ここも該当していただきたいというふうなことも含めて、先ほど答弁でありましたから、給食費の今後については答弁結構なのですが、やはり、この保護者負担を何らかの方法で軽減されるというか、そういうような方向は市のほうで考えておられるのか。

それと、先ほどバスの通園で、今のところ12名ぐらいが要望されているということなのですが、この方々は全部第二幼稚園に地域にお住まいの方なのかどうか。その辺もちょっと確認をしたいと思います。あとは、幼稚園はそれでいいです。

それと、すみません。ちょっと順不同になってしまいうんですけれども、市の埋蔵文化のほうでは、以前にやはりこういう文化財の保護に関して、市のほうでもいろいろと記録を冊子か何かにして保存というかな、そういうのである程度どういうところに埋蔵文化があるというような、きちんと把握をされていたと思うんですが、その後はどうなっているのかどうか。今お話しになっていた開発行為等で埋蔵文化が出た場合には、記録を残して、その後は埋めてしまうと言っているのかどうか。そういうような対応をされているのかどうか。

あとは、以前に同僚議員が質問していました、埋蔵文化の保存ですね。そういうのが以前はたしか中学校の空き教室か何かに置いたままになっていると、私もそれは見たことがあるんですが、そういうような、せっかく牛久で発見されたようなものをやっぱりきちんと保存をしていく。そしてまた、後世に残していく。そういうことがやはりこれからも重要じゃないかと思うんですが、その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、基本計画のあれですね。これからということなのですが、かなり以前に頂きました、この冊子はかなりの量がありまして、今後やっぱりどういう形で進めていくのか。以前は、やはり基本計画の策定委員とか、そういう方々が決まってからいろいろとスタートするんですが、その今後の進め方ですか。それをどういうふうに進められていくのか。その辺も確認をしたいと思います。

○柳井委員長 学校教育課長補佐、お願いします。

○野口学校教育課長補佐 公立幼稚園における保護者の負担の軽減なのですが、やはり一番大きいのが給食代3万8,060円になります。今後中学校、小学校と無償化を展開していく中で、幼稚園については、小学校、中学校とは違って、民間の幼稚園に対する影響がちょっと大きいのかなというのがありまして、ちょっと慎重に検討せざるを得ないかなと思っています。幼児教育の無償化が令和元年になって国の主導で一斉に始まったわけですが、この給食の無償化についても、やはり国のほうが主導で進めていくべきなのかなとは考えております。

次に、第二幼稚園から運行している幼稚園バスについてなんですが、エリアとしては、第二幼稚園エリアの方、もしくは直接第一幼稚園に向かうよりは第二幼稚園に来たほうが近い方たち、そういった方が利用されています。

以上になります。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育振興基本計画の今後の進め方ということですが、現時点では特に具体的には決まっておりません。委託料として計上しておりますが、前回お願いした業者についても、今後はちょっとやっていただけないという回答をいただいておりますので、どういった業者になるかもまだ分かりませんし、進め方として、今回は先ほども申し上げましたが、総合計画や教育大綱という計画もあります。その改定もありますので、当然連携しながら、市長部局のほうとも連携しながら進めていくものだと思います。これから詰めていきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 先ほど御質問いただきました埋蔵文化財の発掘調査の記録保存につきましては、記録保存が必要なものにつきましては、必ず報告書というものを作製させていただきますので、その報告書をもって記録を毎年取っていくような形となっております。試掘調査におきましても、毎年そちらのほうの報告書を刊行して、図書館等に配架して、どこを発掘調査したのかというのが分かるような状態となっております。

また、市内の埋蔵文化財包蔵地遺跡の周知につきましては、基本的には茨城県が運営しております茨城デジタルマップというのがございまして、そちらのほうを見ていただくと、茨城県全域でどこに遺跡があるのかというのが瞬時に分かるようになっておりますので、そちらのほうを基本的には援用させていただくような形を取っております。

あと、埋蔵文化財の保存と公開につきましては、基本的には現在専用の施設等がないものですから、埋蔵文化財の保管につきましては、旧つつじが丘区民会館と一部あと入り切らないものにつきましては、運動公園内のプール棟のほうに保管をさせていただいている状況です。公開施設等も現在専門施設等がないものですから、基本的に常時公開できる状態ではございませんけれども、学校での出前授業とか、そういうときにお持ちして見ていただいたりとか、あとは、一部牛久シャトー内で出た発掘調査品などは、牛久シャトー内でも展示したりとか、基本的に既存でできる範囲のことをさせていただいております。

施設の保存、公開につきましては、自分情勢を認識しているんですけども、なかなか財政的な問題等もありますので、今後もう少しいい方法は取れないか、考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありますか。よろしいですか。じゃ、残り分どうぞ。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、最後の3問お願いします。

まず、155ページの0107ですね。ひたち野地区の小中学校施設を社会教育に開放することなんですけど、事業内容、ひたち野地区というのはなかなか公的な施設がないのでということで、学校施設を開放ということは聞いておりますが、どのように利用されているのか伺います。

それと、157ページです。0106市民と協働で図書館を運営する。この事業なんです、委託料はリーブルの会の委託ということを承知をしておりますが、現在の内容ですね。たしか最低賃金が改定されたと思うんですが、このリーブルの会の方々に対する対応というのもどうなるのかというところ。その辺を伺います。

それと、ちょっと前の、同じ図書館です。0104ですね。図書館資料を提供するという、この事業です。蔵書数の現況ですね。それと、開館時間がたしか7時までに変更になったと思うんですが、市民への影響は出ているのかどうか。その辺を伺います。それと、蔵書の除斥の基準、こういうのがあるのかどうか。それと、この備品購入の中で、図書館資料を収集整理するですみません。備品購入の中で、図書購入の基準はあるのかどうか。その辺を伺います。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

それでは、御質問のひたち野牛久地区の小学校、中学校の利用についてお答えいたします。

まず初めに、ひたち野うしく小学校につきましては、学校施設、教育施設の開放に関する規則というのにのっとりまして、小学校を市民の利用に供するんですけれども、学校教育に支障のない範囲でということで、基本的には土曜、日曜、祝日、それから学校行事等で使用する日を除くところにつきまして、特に特別教室といわれる大会議室、音楽室、図工室、家庭科室などを開放しているものでございます。

続きまして、ひたち野うしく中学校に移らせていただきます。こちらは、地域活動室の開放に関する規則というのにのっとりまして、この地域活動室を土曜日、日曜日、また祝日の9時から午後の9時まで、限定された団体にのみ貸出しをしております。限定された団体といいますのは例えば、小中学校の学校運営協議会ですとか、中学校のPTAですとか、事前に登録の承認を受けた団体という形になっております。

以上です。

○柳井委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 中央図書館、斎藤です。よろしくお願いいたします。

まず、リーブルの会の賃金のお話ですね。最低賃金が改定されてからどうなったのかということなんですが、現在、昨年10月1日に最低賃金改定されたかと思うんですが、それ以降は最低賃金以上の時給となっております。

それと、蔵書数につきましては、現在というか、毎年年度末に集計しておりまして、令和5年の3月末の時点の蔵書数なんです、31万9,384点となっております。

それと、開館時間を変更したことによる市民への影響なんです、こちらにつきましては、今年度4月から19時閉館とさせていただきましたけれども、従来コロナ禍前の利用率の公表、また、利用者のアンケートの実施やその結果の公表、また試行的な時間延長とその利用率の公表等を経て実施しておりますので、また、実施後の苦情等も特になく、市民への影響は少ないものと考えてございます。

それと、最後、除斥の基準なんです、こちらは、図書館の資料除斥基準、内規なんですけれ

ども、この基準を設けてやっております。

それと、備品購入ということなのですが、こちら図書のほうは雑誌と新聞は消耗品なんですけれども、価格によらず、全てその他の書籍については備品扱いとなっております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、ひたち野の学校施設のあれなんですけど、どんなようなところに利用されているのか。先ほど利用は土日祝日ということなんですけど、中学校については小中の運営協議会、PTAということなんですけど、音楽関係などでもあそこの場所を開放しながらそういう団体に開放しているんじゃないかと思いますが、どういう利用実態ですね。その辺をもう一回確認をしたいと思います。

それから、リーブルの会の委託なんですけれども、確かに昨年最低賃金が変わって改定されたということなんですけど、実際リーブルの会員の方は何人ぐらいで、どのような体制で図書館の業務に当たられているのか。その辺も伺います。

それとあと、開館時間が19時までとなったところでは、特に市民への影響というのは出ていないということなんですけど、たしか図書館の利用というか、そういうふうになるかどうか、ちょっと分からないんですが、学校に行けない子供たち、そういうのを図書館のそういう場所で受け入れるというような話も前聞いたことあるんですが、そういうような対応が実際図書館で対応できているのかどうか。そして、そういう対応は、どのようにされているのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

備品購入で、この1,550万円というのは、年間で買う図書の購入費だと思うんですが、その辺、どういうふうな基準なのか。先ほどちょっと言い忘れてしまったんですが、その辺をもう一度伺いたいと思います。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

再度の御質問にお答えいたします。

まず、ひたち野うしく小学校の施設の開放でございますが、先ほど遠藤委員おっしゃったように、音楽室の利用などにつきましては、市内に住所を有する者の割合が6割を超えて、10人以上の団体であり、団体の監督者が成人であることなどの条件がございまして、また、牛久市文化協会加盟団体が使用する場合ですとか、教育委員会が特に認める場合という規定がございまして、この規定にのっとっておって、しかも非営利という形の団体に使っていただいておりますほか、図工室ですとか、家庭科室の開放につきましては、生涯学習課所管事業であります土曜カップ塾などでも使わせていただいている実績がありまして、令和5年度で大体全部で200個まで、延べ4,400人ぐらいの方が使用されているという実績がございまして。

以上です。

○柳井委員長 中央図書館長。

○斎藤中央図書館長 中央図書館です。まず、リーブルの会の体制なんですけど、現在会員数で大

体五十数名います。1日当たり3交代制のシフトですね。早番、中番、遅番ということで、3交代のシフトでやっております。1回の当番につき、大体3名から5名ずつ体制でやっております、これ図書館のカウンターだけじゃなくて、図書の搬送とか、そういった外回りなんかもやっていたいただいているところです。

また、学校に行けない子供たちの受皿になっているということで、従来どおり、きぼうの広場とか、学校から依頼があった場合には、図書館に來たということでお申出いただければ学校出席扱いにするとか、そういったことをやってございます。そのほかにも、居場所コーナーといいまして、その学校に行けないお子様の保護者宛ての、何か読んでためになるような、不登校関係の本とか、そういったものを集めているコーナーも用意しているところです。

それと、図書の購入の基準というのは、これは選定基準みたいなものでしょうか。そちら、内規で用意してございます。それに沿って購入しているところでございます。

以上です。

○柳井委員長 答弁終わりました。いかがでしょうか。ほかにないようですね。

以上で教育委員会所管の質疑を終了いたします。御苦労さまでした。

再開は2時ジャストといたします。よろしくお願いいたします。

入替えを行います。どうも御苦労さまでした。

午後1時50分休憩

午後2時00分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き予算委員会を開きます。

まず、執行部の説明につきましては、令和6年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し、発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和6年度一般会計予算の保健福祉部所管について問題に供します。

執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部の渡辺です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度一般会計予算、保健福祉部所管の概要について御説明いたします。

令和6年度一般会計予算における保健福祉部の総額は120億9,509万6,000円の計上となっております。

令和5年度の当初予算額115億1,321万8,000円と比較いたしますと、5億8,178万8,000円の増となっております。

保健福祉部では、妊娠、出産から高齢者まで様々な状況にある方を対象として、保健、医療、

福祉、介護、保育、子育てに関する事業を実施しております。令和6年度の予算計上に当たりましては、子供の数の減少と高齢者の増加、物価高騰等の影響を受ける中、国の施策や市の事業計画を反映し、限りある財源を有効に活用すべく、事業の見直しを行い、厳しい積算をした結果となっております。

それでは、歳出予算のうち主な内容について申し上げます。

最初に、社会福祉課ですが、現在の社会福祉課が新年度におきまして業務の専門性を高めるため、社会福祉課と障がい福祉課に二分されますが、ここでは2課合わせての説明とさせていただきます。

まず、障害者への介護給付費等を給付する事業が14億5,200万円、前年度比9,440万円の増となっております。

また、障害児給付費を支給する事業は4億1,880万円で、前年度比4,080万円の増、生活扶助費を支給する事業は9億8,850万2,000円で、前年度比2,010万8,000円の減となっております。

また、令和6年度は、地域福祉計画成年後見制度利用促進計画の中間見直しとなるため、537万円を計上しております。

障害を持つ方への給付費の増額は、障害者手帳取得者数の増加により介護サービス提供量が増えたほか、障害を持つお子さんのサービス提供量が増えていることによるものです。

次に、保育課におきましては、民間保育園の運営を支援する事業が20億7,631万円で、前年度比1億3,542万2,000円の増、民間幼稚園の運営を支援する事業におきましても4億116万6,000円で、前年度比2億701万6,000円の増となっております。

保育園につきましては、公立保育園再編計画に基づき、栄町保育園の更新に向けて、隣接する土地購入費として5,938万7,000円の計上となっております。

保育園の待機児童数は、令和2年度以降、国基準でおおむねゼロとなっていますが、今後も保育士確保に努めてまいります。

次に、こども家庭課におきましては、令和6年度後半からの児童手当及び児童扶養手当の拡充により、児童手当の支給が13億6,725万7,000円、前年度比1億7,898万7,000円の増、児童扶養手当の支給が2億8,118万7,000円、前年度比1,018万1,000円の増となっております。また、支援が必要な子育て家族や子供に対する相談においては、家族構成の多様化により複雑なケースが多く、1件当たりの対応回数や時間、関係機関との連絡や調整回数が増加している状況です。

令和5年度から保健センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置したことで、健康づくり推進課との連携も強化されたところではありますが、さらなる子育て支援に向けて取り組んでまいります。

次に、高齢福祉課におきましては、令和5年度に策定した第9期の高齢者福祉計画、介護保険計画に基づき、高齢者支援に取り組んでまいります。

その中のおむつ給付金につきましては、65歳以上からお預かりする保険料を財源として継続

してまいります。

次に、健康づくり推進課におきましては、新型コロナワクチン予防接種が今年度末にて特例臨時接種が終了となり定期接種に移行するため、338万8,000円で、3億1,250万7,000円の減となっております。

また、予防接種を実施する事業は2億583万8,000円で、前年度比1,456万円の減となっており、子供の予防接種については、子供の数の減少により減額となっております。

また、妊産婦と乳幼児に医療機関健診を実施する事業の中の乳児1か月健診費用の助成を新規事業として開始いたしました。

医療年金課におきましては、子供の医療費無料化の準備費用を予算計上しております。医療福祉費支給制度（市単独）により医療費を支給する事業が1億1,645万9,000円で、前年度比2,212万9,000円の増、県と共同の医療福祉費支給事業は4億8,408万円で、前年度比2,097万9,000円の増となっております。

最後に、保健福祉部所管の3つの特別会計への繰出金ですが、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金は12億5,677万7,000円で、前年度比1億3,732万2,000円の増、介護保健事業特別会計への繰出金が10億4,784万3,000円で、前年度比5,430万4,000円の増、国民健康保険事業特別会計への繰出金は3億7,130万3,000円で、982万3,000円の増となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳井委員長 説明終わりました。これより保健福祉部所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。水梨委員。

○水梨委員 すみません。水梨です。よろしくお願いいたします。

1点のみ質問させていただきたいと思います。

73ページ、長寿をたたえる事業を実施するんですが、何回か決算でもちょっと聞きましたが、再度ちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢福祉課、宮本です。よろしくお願いいたします。

長寿をたたえる事業概要なんですけれども、幾つかございまして、米寿の方へお祝い金を贈呈するもの、百歳をお迎えになる方にお祝い金を贈呈するもの、それから、75歳以上の方に記念品等を贈呈するもの、主にこの3つになっております。

とりわけ75歳以上の方へのお祝い品、記念品等贈呈につきましては、今年度令和5年度から大きく実施手法等を変えまして、今年度来経緯がございます。具体的に申しますと、以前は行政区のほうでいわゆる記念式典や会食などを盛り込んだ式典等を実施されていたものに対しまして、市から交付金を交付いたしたり、その他必要な情報提供等行った上で実施していた経緯があったんですけれども、コロナの感染症によりまして、その辺の大人数が集まるのが難しいとか、一堂に会して食事をするのが難しいというようなことがあったことに加えて、行政区の役員方もなかなか実施主体になるのが難しいでありますとか、個人情報保護の意識の高まりから、

その辺の対象者の情報提供についていかがかということがございまして、現在では行政区のほうでの実施に対して交付金等を交付するというやり方ではなくて、市が主体となりまして、75歳以上の方々に市が直接記念品とお祝い品等をお祝いのメッセージを添えてお送りしております。

具体的には、額面1,000円のクオカードになりまして、それを市長名のお祝いメッセージと共に郵送しております。今年度が1回目、初めてでございますので、まだ実績としては乏しゅうございますが、そのようなやり方を行っておるところでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 再質問です。たしか何かなくすような話があったような、ないですかね。行政区から要は市が主導するという形で、行政区のほうではなくなるという話ですかね。そうなってくると。はい、分かりました。じゃ、大丈夫です。

○柳井委員長 じゃ、結構です。じゃ、石原委員お願いします。

○石原委員 79ページであります。特会への繰出金について2つほど。

まず、国保会計3億七千云々でございますが、これは令和6年度の金額でございますけれども、令和7年度以降、この3年間どのような金額になるのか。そのシミュレーション、分かっているか。お示しをいただきたいことが1つ目。

それから、同じその下、後期高齢者医療事業特会への負担金が12億5,600万円ですか、令和6年度。同じように、令和7年度以降どのようなシミュレーションされているのか。ここ3年間ですね。お願いできればと思います。

それから、下のところ、マル福の関係でございますが、令和6年度はゼロ負担に向けてのシステム改修ということで御説明がございましたが、これ令和7年度以降財政負担どのぐらいになっていくのか、併せてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

以上でございます。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、国保特別会計の繰出金でございますけれども、令和2年度以降国保会計の繰出金はいわゆる赤字繰り出し、特会における事業費の赤字を補填する意味合いでの繰り出しは行っておりませんので、全て繰り出しは国ルールに基づく繰り出すべき繰り出し額というふうになっております。

それで、令和7年度以降の見込みなんですけれども、国保特会において一番大きいのはやはり医療費でございます。平成30年以降の県の県営化ですか。国保特別会計、国保事業の県営化以降は次年度の県への納付金、これが県から示されて、その金額を特会の中でどう賄うのかというところが一番大きなポイントになってきております。

令和7年度以降の負担金なんですけれども、正直今の時点ではちょっとシミュレーションはございません。といいますのも、令和2年度、3年度の前半ぐらい、やはりコロナ禍における医療費控えて、非常に医療費がぐっと縮減されていた。それが令和3年度以降に物すごい勢いでV字回復をしている。そういった中で、すごい勢いで増えている。その中で、国民健康保険特別会計

のその保険税を増額させないために、令和３年度の委員会において、運協ですね、国保運営協議会において、向こう３年間は乗り切れる国保の税率ということでやらせていただきまして、令和４年度、５年度、６年度は国保の税率を動かすことなく事業運営ができております。

これが令和７年度以降の医療費の見込みを県が立てて、そして納付金というのを各市町村に配分したときに、この医療費の伸びが緩やかに落ちるのか、減るということはちょっと考えにくいんですけれども、横ばいなのか、それとも増え続けるのかによりまして、県への納付金の金額も変わってまいりまして、今年度の決算額、それから、令和６年度の前半の医療費の状況を見ながら、令和７年度以降財政運営、国保特会の運営を計算していくというふうな状況でございます。

それともう一点、マル福なんですけれども、先ほど部長から説明がありましたとおり、令和６年度は子供医療費無償化の準備の費用だけ。実際に開始予定は令和７年４月１日受診分以降からということになります。こちらに関しては、現状の実績で勘案しますと、１年間に増える医療福祉費の状況は約９，０００万円。単年度約９，０００万円の増を現時点では見込んでおります。

すみません。飛ばしてしまいました。後期高齢者医療保険事業なんですけれども、７５歳以上の人口が令和７年度ぐらいがピークということで、今現在負担金のほうも単年度２億円ずつ増えていますけれども、こちらの状況は令和７年度以降も引き続き変わらないと見込んでおりますので、令和７年度については、６年度よりも約１億円ぐらいの増。それ以降は横ばいか、なだらかに減るものというふうに見込んでおります。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 御説明大体分かりました。

それで、もう一つ確認なんですけど、これは３会計ともになんですけれども、ジェネリック医薬品、これについての経済効果というものについては、どのように考えているかというか、具体的に数字が分かっているればお示しをいただければというふうに思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 ジェネリック医薬品に対する効果額なんですけれども、こちらで国保連合会のほうにちょっと問合せをして、実績のデータのほうを頂きました。それによりますと、国民健康保険だけになってしまいうんですけれども、国保におけるジェネリック医薬品、令和５年１月から１２月までの１年間の切り替えた人数は２，６４４人。これは、ジェネリック医薬品に切り替えたら幾ら削減できますという勧奨通知のほうを出しているんですけれども、その通知に対して実際に切り替えた方が人数で言うと２，６４４人。効果額なんですけれども、保険者、その方本人の効果額は、削減額８６万円、大体。年間で８６万円。市のほうの負担の削減効果額は約２４６万円というふうになりました。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、その２，６４４人が切り替えたということですが、その数字というのは全体の何％になっているんですか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 少々お待ちください。すみません。約６０％の方が切り

替えたことになっています。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、まだ4割の方がまだ切替えを終えていないということについて、今後それをどのように推進していこうと考えているわけですかね。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 これまで同様、医療費、ジェネリックに削減することによって効果が出る方、20種類の薬品に対して100円以上切り替えたことによって削減効果がある方に対して勧奨通知を年間約2,000通ほど出しておりますけれども、引き続き個別の通知で勧奨を続けてまいります。（「はい、分かりました」の声あり）

○柳井委員長 ほかに質疑のある方挙手をお願いします。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしくお願いいたします。

95ページ、予防接種を実施するで、様々ここにもワクチン、名前も載っておりますけれども、中でも子宮頸がんワクチン、おたふく風邪の接種状況についてお伺いいたします。

それから、その下のほうに大人の風疹抗体検査と予防接種を実施する。こちらの事業内容を詳しくお聞きできればと思います。

それから、97ページ、0103乳幼児集団健診を実施するで、1か月健診の対象人数をどのくらい見込んでいるのかと、1か月健診を導入した経緯についても教えていただきたいと思います。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 まず、予防接種を実施するについての接種状況なんですけれども、子宮頸がんワクチンにつきましては、定期予防接種で2から3回接種することになっておりまして、ちょっと全部3回接種した人というものの接種率はちょっと出し方がちょっと難しいので、1回でも接種した方は、今後も続けて接種する可能性があるということで、接種率についてお知らせしたいと思います。

まず、令和6年の3月14日現在で小学校6年生が11.6%、中学1年生が14.8%、中学2年生が20.5%、中学3年生が21.2%、高校1年生が26.6%ということになっておりましてキャッチアップ対象者は28.9%というふうになっております。県のほうでは、1回目接種終わっている方が44%、全国では39.9%というふうになっております。

次に、おたふく風邪のほうなんですけれども、これは令和4年度の、まだ5年度はちょっと出ていませんので、令和4年度ですと、1期が91%、2期が91.9%という接種率が出ております。

それから、2番目の風疹抗体検査の内容を詳しくということですが、この風疹抗体検査と予防接種に関しましては、風疹は妊婦さんが感染すると胎児に大きな影響を及ぼすとされてきて、風疹の抗体価が低いとされる男性に対して妊婦への感染とか蔓延防止を防ぐために、国が平成31年2月1日に予防接種法施行令の一部を改正しまして、風疹の第5期を定期接種として実施することにしました。

対象の年齢は、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性で、この男性の方は公的に風疹の予防接種を受ける仕組みがなかったんですね。女性に関しては、そういった影響が大きいということで、昭和37年から54年生まれの方に関しては集団接種の機会が学校であったということです。

方法としましては、まず、抗体検査をその男性の方ですね、その接種対象者の方に勧奨しまして、抗体検査をしていただくということです。抗体価が低い場合には、今は単独のワクチンではなくて、麻疹と風疹の混合のMRワクチンということになっていきますので、そのMRワクチンの接種を行っていただくということになっております。

接種場所としては、全国の実施医療機関、クーポン券を使いまして、全国の実施医療機関で検査及び接種ができるということになっております。国保連のほうから牛久市に請求があって、お支払いするという形を取っております。補助率としましては、国から2分の1の補助が出るということになっていきます。

市では対象者に無料クーポン券を発送したり、受診者にははがきにて接種勧奨をしております。この事業に関しましては、平成31年度から令和3年度の3年間の計画でしたけれども、抗体検査の受診率が低いということで、3年延長されまして、令和6年度まで、来年度いっぱいということで、今後分かりませんが、そこまで3年間延長になって、来年度が最後ということになっております。

抗体検査の実施率としましては、令和4年では39.7%、令和5年では41.3%を見込んでおります。6年度は44%を見込んでいます。その抗体検査をした方のうち、接種対象となるのは、大体23%ぐらいというふうに見積もっておりまして、その方の接種率は、令和4年度は84.6%、令和5年度も84.5%を見込んでおります。

次に、乳幼児の1か月健診についてですけれども、まず、1か月健診の対象人数なんですが、これは令和6年度の予算では令和5年度の妊娠届出数の85%と推測して、妊娠届出数が442件かなということで、その85%を推測して、380人ということで予算を取っていたんですが、今の見込みですと、令和5年度の妊娠届出数の見込みが395件ぐらいかなということで、そうすると、見込みとしては336人、その85%で336人ぐらいかなというふうに見込んでおります。

その1か月健診を導入した経緯なんですけれども、これは国のほうで令和5年の6月13日にこども未来戦略方針ということで、閣議決定されまして、その中で妊娠期から切れ目のない支援の拡充の一環として、乳幼児健診等を推進するというふうになされていまして、その後こども家庭審議会生育医療等の分科会で乳幼児健診の拡充に向けた提言が発信されました。その内容としては、出生早期の身体的疾患のスクリーニングとか、あるいは養育者の不安に対する助言を目的とした1か月健診と、発達障害等のスクリーニングを主目的とした5歳児健診を特に優先して標準化し、充実させていくべきというものです。

これを受けまして、こども家庭庁は、母子保健医療対策総合支援事業実施要項というものを作成しまして、その要綱の中で1か月健診及び5歳児の健康診査の支援事業として、問診票とか審

査票を標準化したものを示して、令和6年の1月1日から適用することとしました。実施主体は市町村で、健診費用の助成を上げておりまして、国の補助が2分の1というふうになっております。1か月健診に関しては、医療機関での実施、5歳児健診に関しては、市町村の集団での実施が望ましいとされています。1か月健診の対象としては、生後27日から生後6週までの児というふうになっております。

切れ目のない健診ということで、今1か月も病院のほうで行っているところもありますけれども、正式にということではなく、決められた中では今3、4か月健診と、それとそれは保健センターでやっていますけれども、そのほかに医療機関でやる10か月から11か月ぐらいに行う健診、それとまた、保健センターで1歳6か月と3歳ということでやっていますので、そこに1か月健診をきちんと位置づけようということです。まだこれに関しては、母子保健法に記載されてはおりませんので、現在市町村任意の健診ということで位置づけになっておりますけれども、他市町村の動向も踏まえまして、牛久市としては令和6年度からの実施を決めて、当初予算の確保及び要綱の改正を行う等の準備を進めております。

以上です。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 詳しく御説明いただき、ありがとうございます。以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑ございますか。出澤委員。

○出澤委員 よろしくをお願いします。

まず、73ページの0104シルバー人材センターの育成に対し助成するですが、これは牛久市としてこの助成する意義というか、それをどうお感じになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、P75、0103障害者の就労を支援する。これについて、具体的にどういったことを行っているのか教えてください。

もう一点がP83の0106のぞみ園で指定管理者により療育指導するについては、これを指定管理する、そのメリット、デメリットがあれば教えてください。

取りあえず、以上3点です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 シルバー人材センターの育成に対して助成するの御質問にお答え申し上げます。

助成している、補助をしている趣旨、目的といたしましては、高齢者の方の豊かな経験をまだまだ生かしていただきたいということで、就業機会の確保、機会の提供によって生きがいと社会参加の推進を図りまして、生き生きとした社会生活が送れるようにするというような形になります。

補助の実態というか、実情といたしましては、なかなかやっぱり手数料と収入だけでは事務的に維持することができない部分もありますし、今申し上げたような公益性のある部分でございますので、市として補助金を出しているというところでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、障害者の就労を支援するような事業の内容でございますが、こちらは、身体障害者手帳、それから療育手帳、精神障害者福祉手帳を所持する者で、義務教育終了後、または特別支援学校高等部を卒業後、1年以内に就職、雇用された者に対しまして、就職支度奨励金という形で1人につき上限1万2,000円を交付している事業になります。令和4年度の実績としましては1件、この奨励金の支給をした実績がございます。

続きまして、のぞみ園で指定管理者により療育指導するという、指定管理を取っている中で、そのメリット、デメリットということなんですが、メリットとしましては、旧法務局のほう、今のぞみ園とそれから市の一部書庫になっております。そういった建屋を利用させていただいて、その建物の管理をしていただくという中で、一定のメリットがあるものと思います。

それから、デメリットといいますと、既存の建物を利用している中で事業を行っているために、どうしても利用者の増加に伴って、その部屋の狭さであるとか、あるいは療育に必要な園庭がないとか、事業に関してそのちょっと支障が出てきてしまっている部分がございますので、その部分については、ちょっとデメリットかなというふうには思っております。

以上です。

柳井委員長 いかがでしょうか。出澤委員。

○出澤委員 再質問をさせていただきます。

障害者の就労を支援するということは、ごめんなさい、ちょっといまいち分かりにくかったんですが、例えば、僕のような中途障害になった方についての支援というのは、何かないんですか。ちょっとそれ分かりにくかったんですが。

○柳井委員長 社会福祉課長ですか。お願いします。

○石塚社会福祉課長 この事業の名前が就労を支援するということで、ちょっと事業名と中身がイコールではないのかなという印象が持たれてしまうと思うんですが、こちらの事業の内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、新たに学校を卒業して就職した方のための支援という形で捉えていただければと思うんですが、一方で、障害者の就労となると、これはハローワークであるとか、茨城県であるとか、ちょっと市とはまた違う行政の支援が必要な部分なので、そちらの事業については、もし御案内があった場合には、関係機関を紹介しているような状況で対応しております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 障害者の就労を支援するのほうはよく分かりました。

シルバー人材センターのほうは、同じ私も意見を持つんですが、これについて再質問については、助成している、1,200万円かな、たしか。その予算だと思うんですけども、これ決算のときにもお話ししていますが、インボイスの影響、これをどう見ているのか。それもちょっと教えていただきたいなと思います。

それともう一点、のぞみ園のほうは、書庫に利用しているということは、以前にもお伺いしているんですけれども、その指定管理によって療育指導することのメリットを僕はちょっと知りたいなと思うんですね。

その専門性だったり、民間に委託することによって、指定管理することによってのメリット、デメリットがあると思うんですね。

そちらをもう一度お聞かせいただけないでしょうか。以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 シルバー人材センターのインボイス対応ということだと思うんですけれども、申し訳ありません。基本的には別法人になりますので、ちょっとつぶさに把握しているわけではないんですけれども、去年の秋から実際に始まっているところかと思いますが、それについては、もうあらかじめ始まるということがもう随分前から分かっておりましたので、法人としていろいろ検討して、しっかり対応されているというふうには認識しております。具体的にはいろいろとその経費面とか、会計面でのやりくり等も検討されて、スムーズに適切になさっているというふうには承知しております。

以上でございます。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 指定管理制度におきまして、そのメリットなんですが、まず、単年度ではなくて、今のぞみ園の指定管理は5年間、令和2年から令和6年度までの5年間の指定管理の協定書を結んでおります。こちらは、社協さんのほうにお願いしたりという中で、より専門性の高い事業者単年度ではなく、長期間、5年間という期間、この指定管理制度によって運営をしていただけるということで、そちらが最大のメリットかと思っております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 すみません。ちょっといろいろ深掘りさせていただきたいんですけれども、まず、シルバー人材のほうは、私も去年11月かな、ちょっと行ってみてお話を伺ったんですね。3年の激変緩和措置があって、ということは承知されていると思うんですけれども、取りあえず2%の部分については、その依頼先の方に自分たちの手数料を20%アップして対応していただいていると。

ただ、今後それが50%になって、さらに令和7年度からは100%になるわけですよね。それについては、私も対応がちょっと考えられないと。利用者についてもシルバーは高齢者の方が多いということで、これは高齢者にも、要は依頼者にも負担を強いるのはかなり厳しい状況だと。正直どうしたらいいのか分からないというのは、センターの理事長さんのお話だったんですね。なので、市としても助成する以上、その辺も勘案したことは必要なのかなとは感じています。これまた国の方針によってまた様々変わってくると思いますので、そのあたりも注意して見ていただければと感じます。

シルバー人材のほうは以上です。

のぞみ園のほうは、5年で指定管理をしているということは僕も事前にちょっと調べていたんですけども、これは改めて伺いたいのは、牛久市のほうに療養に、子供の発達に御心配な方がどれくらいの相談があって、その相談者のうちどれくらいの方がのぞみ園に行かれたのかということをお教えいただければ教えていただきたいです。ちょっと細かい数字なので、今御答弁できないなら後ほどでも構いませんが、その辺ちょっと教えてください。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 相談者の数ということでよろしいでしょうか。令和4年度の実績としましては、まず登録者数は175人、そのうち利用者の実数が164人という実績の内容になっております。年間の延べ利用者数、こちらが昨年度4,228人となっております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 牛久市に相談があったのが175人という理解でよろしいですか。そのうち164人がのぞみ園さんに相談に行かれたということなんでしょうか。

要は、僕は回りくどい聞き方をしてしまいましたが、牛久市に相談あったうちどれくらいの方がのぞみ園に行かれるのかというのを教えていただきたいんですね。その背景も申し上げますと、これも決算のときにもお話していると思うんですけども、同様の事業を行っている民間の事業者がかなり疑問を感じられていると。のぞみ園さんかなり混んでいるようだけれども、うちには来ないと。牛久市から撤退を考えているという事業者さんのお話をお伺いしているので、その辺把握されているのかということをお教えいただきたいんですね。

以上になります。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 牛久市が相談を受けてのぞみ園に御紹介したというようなケースの数ということでよろしいでしょうか。その数については、正確に把握しているものがございません。

そのケースの内容としましては、その取っかかりが保健センターでの健診やら、あるいは保育園からそういう御相談があって、そのつなぎをのぞみ園という形のケースが多いんですが、その具体的な件数については申し訳ございませんが、把握はしてございません。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 指定管理制度のメリット、デメリットというお話をしたのは、まさにここの部分でして、指定管理になっていない民間の事業者がかなり厳しい状況に置かれているんじゃないかという実態については、牛久市として把握されているのかなというのがちょっと疑問に思っているんですね。その辺ちょっと把握していただきたいなというのと、ちょっとうまい言葉見つからないんですけども、要は牛久市に今そういった同様の民間事業者何社ぐらい、何十社ぐらいあるかというのは把握されていますでしょうか。こちらをお聞かせください。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 現在市内に児童発達支援事業所の数ですが、のぞみ園を含めまして12の

事業所が今現在ございます。児童発達支援というのは、一つの療育をする事業所ですから、人員基準も含めてクリアした上で療育のその指導できるような体制が整っている上で市内に事業所を展開していると思います。なので、その12ある事業所のうち市役所が全てを把握しているわけではないんですが、現在ですと、のぞみ園とそれから別の民間の事業所併せて利用しているという利用者もいるとお聞きしていますので、その事業者ごとにそれぞれ特色のある事業を行ってれば、必然的にそこに利用者が集まるものと考えております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 御説明分かりました。それ以上のことは、なかなか御答弁、把握されていることはそれ以上ではないと思うので、これ以上の答弁は求めませんが、実態のほう、ちょっと私としてももう一回よく聞いてみて、また個別にお話させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑ございますか。じゃ甲斐委員。

○甲斐委員 項目4点なんですけれども、社会福祉協議会と医療費と保育園の3点お尋ねします。

71ページです。社会福祉協議会についてなんですけれども、まず、こちら補助金の1,300万円が3,000万円に対して、令和5年度の減額理由になっていると。減額になっていると思うんですけれども、まず、この理由を教えてください。

それと、社会福祉実施事業の成年後見サポートセンターの運営補助金が廃止になったと思うんですけれども、廃止理由は聞きませんが、ほかに補助等がある事業があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

0114の活動推進の部分で、これ支援と出ています。565万8,000円。各地区で規模が違ったり活動内容の差があると思うんですけれども、均等にそれは出ているのか。それともその辺を配慮されて出されているのかという確認を取りたいと思います。

2点目です。79ページ、医療福祉費支給制度（市単独による医療費を助成する）なんですけれども、これが令和7年度以降に子ども医療費無償化予定ということで、現時点無償化でないものの、入院、外来等、どのような内容であるのかということと、これが無償化になったとき、市の負担額はどれくらい見込まれているのかお尋ねをしておきます。

それと3点目です。85ページ、保育園の運営を管理するなんですけれども、12番委託料、システム導入とあります。こちらのほうは、そのシステムの内容と、それに見込まれる効果という形で、どのようなことを思われているのかお尋ねいたします。

以上、3項目、3点目です。よろしくお願いします。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、社会福祉協議会の運営を助成するにつきましての内容でございますが、これまで社協さんのほうと例年予算編成あたるにつきまして、まず民間の社会福祉法人であるという立場から、自主財源をもってその法人を運営することが大原則という考えの下、自主財

源だけでは賄うことができない人件費分をこれまで補助金として交付しておりました。そういった考え方の下に、現在社協さんのほうでどのような財務諸表になっているかというものを確認をさせていただいております。

こちらにつきましては、社会福祉法人の財務諸表毎年4月に前年度分の財務状況を公表するようなことが義務づけられております。ですので、市社協の財務諸表もホームページで公表されております。それを確認させていただいたところ、目的ごとに7つの基金がございます。令和5年3月31日現在では総額約7億7,400万円の基金を有していることを確認しております。こちらの各基金の目的、いつ頃使用する予定なのかなどの聞き取りをした上で、その基金の取崩しをして人件費に充てられないものか。また、新たに自主財源を生み出せる事業の展開の考えなど、こういったものを法人内で検討していただけるよう、ここ数年お願いしております。

そういった中で、補助金のほうも昨年と比べますと、自分たちの自主財源のほうから繰り出しをして、令和6年度は1,300万円というような補助金の中身になっております。

続きまして、補助事業で社協の自主事業でほかにないのか。市から補助金出しているものはないのかというのですが、こちらにつきましては、保健福祉部内の事業ではございません。

もう一点の地区社協活動を推進する。こちらの事業につきましては、予算額565万8,000円の内容につきましては、社会福祉協議会の業務委託料となっております。内訳としまして、担当職員1名の人件費、それから助成金、1地区社協に対して20万円掛ける8地区になりまして、助成金の合計が160万円。このほか、事務費、諸経費等となっております。

各地区での規模や活動内容に差があることから、地区社協に対して一律の助成金についての御質問であると思いますが、こちら、6月の定例会において、同趣旨の質問を一般質問でお答えしたとおり、助成金の見直しにつきましては、市社協を通じて各地区社協の会長等の意見や要望を丁寧に聴取した上で検討してまいりますというようなことでお答えしております。

現在令和6年度の予算編成に当たりまして、まだ全ての地区社協の会長さん、あるいは役員さんと意見交換会が終了しておりませんので、助成金の金額については、見直しをしておりません。令和5年度と同額となっております。今年の1月に牛久小地区社協、それから牛久二小地区社協の会長さんはじめ役員さんと意見交換会をさせていただいております。残り6つの地区社協への意見交換会は、新年度に改めて計画をしておりますので、この中で御意見、御要望をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 マル福、市単独の医療費で子供マル福の無償化になっていない部分という御質問なんですけれども、こちら入院につきましては、1日当たり300円、1か月で最大3,000円、10日分ですね。こちらがまだ無償化にはなっておりません。それから、外来につきましては、医療機関ごとに1回600円、これを月2回までで1,200円、こちらの部分が無償化になっておりません。これらを含めまして完全無償化に伴う負担金の増は年間約9,000万円というふうに見込んでおります。

以上です。

○柳井委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 保育課の糸賀です。よろしくお願いいたします。

では、0102 保育園の運営を管理する、こちらのシステム導入費につきまして御説明させていただきます。

こちらは、教育保育給付費等管理システムの導入費となります。このシステムは、市と幼児教育保育施設をクラウドシステムでつなぎまして、子ども・子育て支援新制度における保育給付等の通年業務を網羅する内容となります。給付費等の算定や申請、審査業務に係る事務負担を軽減することができます。

現在は保育課と施設間でエクセルのデータをメールや紙媒体等のアナログツールを使用しております。算定誤りによる修正や精算等の対応、市及び施設の職員双方に事務負担がかかっている状況ですが、制度に基づきシステムが構築されているため、審査、支給に必要な施設、職員、児童の情報を反映させることができ、施設が申請する前にエラーのチェックなどがかかる状態になりますので、精度も高くなり、担当者の審査工程も大幅に減るものと考えられます。年々保育の制度のほうが複雑化していますが、そのような変更にも保守費用の中でシステム改修ができますので、早い段階で給付費の精算等を行うことができます。また、施設や市の担当者が変更になると引継ぎ等が難しく苦慮しているところですが、システムがサポートしてくれるため、施設及び市のリスクも軽減できると考えます。

効果につきましては、システムの導入効果の想定のほうをPOC検証により行っております。市及び各施設それぞれで現行業務の5から6割程度の削減効果が見込まれるとなっております。毎年年度末から出納整理期間までの間、給付費や運営費の精算がありまして、職員の時間外勤務が発生している状況です。令和4年度の時間外勤務の実績で試算しますと、時間外勤務が127時間発生しております。こちらが52時間まで削減できる。手当にしますと、約160万円の時間外手当が65万6,000円の削減。59%の削減効果で試算した場合の効果の見込みとなっております。

こちらにつきましては、対象施設のほうは、市内の民間の幼児教育保育施設ですね。民間保育園、認定こども園、小規模保育園、民間幼稚園、全19施設が対象施設となります。

以上になります。

○柳井委員長 ほかにありませんか。まだありますね。何人も。

じゃ、ここで暫時休憩いたします。再開は3時10分いたします。よろしくお願いいたします。

午後3時01分休憩

午後3時11分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。質疑のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 よろしくお願いします。

ページ72、73、款3項1目2、0103、先ほどの長寿をたたえる事業を実施するについてであります。

そうなんです。敬老の集いというものが今まで行われていたわけですが、昨年からですか、75歳以上の高齢者の名簿を行政区へ開示しなくなると。そして、これまで行政区に支出していた補助金を廃止するというふうな形で、市から直接75歳以上の方に品物を送るというふうになったということについて、大変評判が悪いんですね。

どうしてかといったら、やはり敬老の集いというのは、高齢者に、特に動けなくて参加できない方についてはやむを得ないと思いますけれども、ある程度元気な方々にとっては、大変集まって懇親を深める場として重要な位置を占めていたと。それが急に、何で急に今さら、今さらというとおかしいけれども、個人情報というふうな話になるのか。取ってつけたような感じもするというふうなことも含めて、そういうふうなやり方ということについてはもうちょっと考えてもらいたいと。大変寂しい思いをしている高齢者も少なくないというふうに、行政区の人からも聞いております。

品物を届けばいいというものではないと思うんですよね、私も。それで、別に1,000円のクオカードもらってどれほどうれしかというふうなことも感じますので、ぜひこれについては、今回初めてのやり方でやったということですので、それはそれとしてトライアルということはあるかもわかりませんが、ぜひ再考を促したいというふうに思いますけれども、いかがでしょうかということが1つです。

それから、同じページです。シルバー人材センターの育成に対して助成するというあれですが、先ほども出ましたけれども、インボイス制度の導入の影響というのがどうなっているのかというのは、私も全国的な動きとしてシルバー人材センターが困っているというふうな記事や何か、結構出ていましたので、その後の動きがどうなのかというのは気になっていたところなんですけれども、激変緩和措置というのが打ち出されたということが一つあって、大きなハレーションを起こしているということではないようなんですけれども、それはあくまでも過渡期の緩和措置ですから、それが終わったらもうなくなってしまうというふうなことになる中で、どのようにこれから対応していくのかというふうな議論が始まっているのかなというふうにも思うわけです。運営方法、シルバー人材センターのですね。これまでどおりやれるのかと。そしてまた、組織体制なんかもこれまでどおりのやり方でやれるのかというふうなことまでちょっと心配をしているところなんですけれども、その辺どのようにお考えかということをお聞きします。

それから、0105虐待による自立困難高齢者の一時保護を支援するということで、48万円ということで、前年比で約倍増ということですが、擁護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待というのは、牛久のところでは関連するところでは実態としてはどうなのか。そしてまた、一時保護した方の数ですね。また、保護の方法、期間、その他実態を少しお示しいただければというふうに思います。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、長寿をたたえる事業を実施するにつきまして、改めて御説明申し上げます。

先ほども少しお答えを申し上げたところではございますけれども、実施方法の変更に至った経緯といたしますか、事情なんですけれども、もともとは行政区のほうで敬老行事、いわゆる祝い品の贈呈なんかを実施しまして、そこに対して市は交付金をお支払いしているということがまず一つございました。また、市で作成した対象者の名簿を行政区のほうへ提供していたということがございます。

一方で、以前は市としても祝い品をお渡ししていた時期があったんですけれども、昨年度、一昨年度等については、市独自の祝い品の贈呈というのは取りやめまして、行政区を通じて、または郵送で市長メッセージ、お祝いのメッセージを対象者へお渡ししていたというのが当時の現状でございます。

その中で、課題といたしまして幾つか上がってまいりまして、まず、先ほど申しましたように、個人情報保護の問題ですね。市が本人の了解もなく勝手に個人情報を提供したというような苦情が実際入ったことは、これ件数としては少のうございますが、事実でございます。時代の変化とともに、個人情報に対する考え方もまた変化しているというようなことがあろうかと思えますし、あくまでもその敬老行事のためにそういう名簿を貸し出すということについては、法的にどうなんだと。もちろん提供できる場合があることは承知しておりますけれども、果たしてそれにしっかり合致するのかどうか、該当するののかという点について疑義があるんじゃないかという話は、まず課題の一つとしてございました。

2つ目として、行政区の負担が挙げられます。行政区役員等の皆様から対象者の増加などによりまして、なかなかちょっと気持ちとしては本当にお祝いしてあげたいし、やってあげていいんだけど、負担が重いし、対応し切れないよという声ですとか、当時ですので、感染症がこの後終息しても以前のようにやるのはちょっと行政区では対応し切れないよと。市が主体性を持って、市が主体となってやってほしいよという意見が寄せられたということもございます。

それから、公平性という言葉でいいかどうか、ちょっと分かりませんが、敬老行事が実施されない行政区というものも実際ございましたし、行政区未加入者に対しては対象から除外したり、あるいはちょっと品物等で若干差がついているというような行政区もあって、同じ市民、同じ高齢者なのに公平性に欠けるんじゃないかというふうな指摘もございました。単純に、市からはメッセージ、紙しか届かないねという御不満の声も頂戴したというのがございます。

そういったものを当時の現状とそういった課題を踏まえまして、個人情報保護を徹底しまして、名簿の貸出しは行わないことにしようというふうに決めたわけでございます。また、行政区役員等の皆様の負担を軽減するとともに、市が主体となって、市が役割を担うために、市からの祝い品を復活させまして、対象者の皆様に市長メッセージとともにお送りするという内容に変えました。

一方、名簿の貸出しを行いませんし、市が主体となりますから、当然行政区へのほうの交付金は取りやめとなるというような流れでございます。

○杉森委員 再質問させていただきます。

市が主体として敬老行事を行うということですが、敬老行事というほどのことじゃないですよ。物を送りつけるだけの話ですからね。

それと、行政区によっては、高齢化が進んで、実際にそれを開くこともなかなか難しくなっているところがあるというのは、それはそのとおりだと思うんです。全部一律に必ずやらなければならないなんていう決まりはもちろんありませんし、それを推奨するつもりもないわけですが、そんなことを言っていたら、自治会ですとか、昔で言ったら町内会とか、そういった活動というのは一切できなくなっていくようなおそれさえ感じるところです。

実際この敬老の集いについては、やろうと思えばやれるところは幾らでもあるわけですが、それが名簿の問題が個人情報の問題で駄目だと。そして、お金も補助金は廃止するというふうなことで、ある意味行政側からそれを潰しにかかっているような、そういったものにも感じるものであるわけですね。

やはり、やっぱり自治的ないろいろな動きというものはやっぱり大事にして、それをどうやればいろいろな問題がクリアできるのかというところを大事にしながら、打開策を考えるということ、先ほど言った、言われている中の幾つかの問題ももちろん分からないではないですが、だから今のやり方で行くんだというふうなことについては、逆から考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、そこはぜひとも検討をしていていただきたいなというふうに思います。これ、いや、そうではないんだということがあればまた御説明いただきたいというふうに思います。

それから、シルバー人材センターのことについては、総合的に考えているというふうな説明があったわけですが、何か具体的にそういうふうな視点からそういう検討といいますか、そういうことが行われているのかどうかということを再質問をいたします。

あと、これ虐待のあれですが、保護した方は、施設としてはどこに預けるのか。そして、その間の費用とか、そういった問題や何かはどうなっているのかというふうなことについてお聞きいたします。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 長寿をたたえる事業につきましては、先ほどお答えした以上のことはございませんので、私のほうから今改めて申し上げることはございません。

シルバー人材センターに関しては、具体的な検討はなされているのかということでございますけれども、実際具体的な検討というのは、正直まだなされてはおりません。

これにつきましては、むしろやや冷たい言い方になるかもしれませんが、シルバー人材センターのほうからこういう点で検討してもらえないとか、こういう点で考慮されませんかというような形で、シルバーさんのほうからいわば能動的にとか、積極的にとか、あることかなと思っております。

実際にこれまでも中でも当然そういう話があって、るる検討した経緯もございますので、先ほど申しましたように、インボイスの問題に限らず、今後またそういう機会があれば、お話を伺い

ながら、その時々、の時期に合った判断なり検討なりをしていきたいというふうに思っています。

虐待の関係ですけれども、場所につきましては、基本的に市内に7か所ございます特別養護老人ホームと、それから稲敷市にあります養護老人ホーム、合計8か所に対しまして、こういった一時保護の協定といいますか、契約を結んでおりまして、いざ事があった場合には個別に連絡を取りまして、例えばですけれども、今夜から受入れ可能ですかとか、明日からお願いしたいんですがということで、個別に当たりまして、ただ、先方にとってもただ急な話でございますので、必ずしもその対応可能な施設が豊富にある場合ばかりではないんですけれども、幸いにして、これまではどこか1か所は引き受けていただけたところがありまして、先ほど申しました8か所の提携先で保護をお願いしたことがございます。

費用負担の部分なんですけれども、特養につきましては、1日当たり7,000円のうち、市が5,600円、御本人様が1,400円。養護老人ホームにつきましては、1日当たり4,000円のところ、市が3,200円、御本人様が800円というような金額になってございます。

以上でございます。

○柳井委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、3点質問します。

1点目は、今回の令和6年度の予算に計上されていないことを聞きます。自立支援医療の診断書料の助成が廃止をされたということなんです、この理由について伺いたいと思います。

ページ71ページの0112の住居確保給付金事業なんです、前年度に比べて84万円という、大変削減をされているということなんです、家賃補助があれば生活の維持につながる、要するに生活保護にならなくても生活の維持ができるのではないかと考えるわけなんです、減となっている理由。それと、この住居確保給付金、条件についてはどうなのか。それから、期間についてはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それと、ページ73ページの0110の高齢者の生きがいを支援する。15万円、金額、報償費として出ているんですが、この内容について伺いたいと思います。

以上、3点です。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、1点目の自立支援医療の診断書料を助成するという事業がなぜ廃止したかという、その廃止の理由でございますが、こちら事業の中身としましては、自立支援医療精神通院の医療費を軽減するという制度が平成18年度より創設されました。この制度の創設時にはこの認知度も低く、また、医院も近隣にはなく、あっても数は少なかったため、この制度を利用していただく利用者が少ないという現状がございました。そこで、広くこの制度を利用して活用していただくために、申請に必要な診断書料の助成を平成20年度から開始してございました。

制度が開始、創設されてから15年が経過し、市内にもクリニックが2か所、心療内科2か所と、医療機関が増加して受診が容易になったこと、こういったことを総合的に考えまして、申請

時の診断書料の助成というものを廃止するというような判断に至りました。

続きまして、住居確保給付金ですね、こちらにつきましては、減額した理由ですが、これまでの支給実績から積算したものになります。実績としましては、令和2年度は25件。年間ですね。延べ25件。それから、令和3年度は9件。令和4年度につきましては2件。それから、本年度、令和5年度につきましてはまだ支給決定をしておりません。ゼロです。こういった事業実績を基に、令和6年度分の予算は大体7件分の予算を積算して計上しているところでございます。

給付金の内容といたしますか、受けるための要件でございますが、まず、離職、またはやむを得ない休業により経済的に困窮し、住居の喪失のおそれがある者であること。申請日においては、離職等の日から2年以内であること。それから、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。こういった要件がございまして、資産要件としましては、1人世帯ですと、金融資産が46万8,000円以下であること。2人世帯でありますと、69万円以下。3人世帯でありますと84万円以下というような資産要件もございます。

それから、支給が決定した際には、定期的にハローワーク、毎月2回以上ハローワークへの職業相談を受けていただくとか、あるいは自立相談支援機関、牛久ですと社協さんのほうにお願いしているんですが、そちらの支援員と面談を毎月4回以上行っていくというような受給中の就職活動の義務というのもございます。

内容的には以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢者の生きがいを支援するの報償費15万円でございますが、こちらにつきましては、お芝居、演劇を披露してくださった団体への謝金となっております。はつらつ一座という方々になりますけれども、年に1回中央生涯学習センターのほうでお芝居をやってくださっております。まず、劇団員の方が比較的高齢者の方が中心でありまして、そういった方々の生きがい支援という意味もございますし、そういう演劇が行われることによって、じゃそこへ出かけていこうという方もいらっしゃると思いますので、そういった方、観覧する側の生きがい支援という2つの意味からの支援となっております。

以上でございます。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 自立支援医療の診断書料がなくなったということなんですが、先ほどは答弁の中で、市内にもこういうクリニック等増えていたのかということではなくしたということなんですけれども、それがなくなる理由に当たるか。結局この自立支援医療を受けるためには診断書が必要なんじゃないかと思うんですね。それが廃止されたことで、それに代わるものというのは何か市のほうで対応されたのかどうか。その辺も伺いたいと思います。

それと、住居確保給付金なんですけど、過去の実績を基に今年度の予算計上だということなんですけど、今雇用が安定しているのかどうか。その辺の、ちょっと実情が何かどうなのかというところですね。私どもも相談受けたときに、住居の確保さえできれば何とか生活が維持できるというような事例などもあったわけなんですよね。仕事でその分減ってしまったために、非常に困ってい

る。住居さえあればというようなことなんかもあったんですが、今の条件を聞きますと、何かすごく厳しい条件ですよ。例えば、シングルマザーなんかでも、そういうような条件に当てはまるというような、何か非常に何か厳しい条件になっているのではないかなと思うんですが、これは多分市の条件ではなくて、そちらのいろいろと、国や県の、ハローワークということなので、そちらからだと思うんですが、もしそういうことならば、もう少しそういう問題で困っている方々に対してのフォローというか、宣伝というか、その辺をもう少しやるべきではないかと思います。これだけ最初にあったものが減ってきているということは、決して状況がよくなったというふうには判断しないんですが、そのことについて伺いたいと思います。

それから、高齢者の生きがい支援、確かにはつつ一座ということで伺ってはいるんですが、この観客というか、宣伝ですね。以前はたしか、これ10万円ぐらいだと思ったんですが、その予算の計上、その範囲に計上に至った経緯などもちょっと伺いたいと思います。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、先ほどの自立支援医療の精神通院の診断書料の助成の廃止についてなんですが、支給の対象としていたのが所得区分の中で、生活保護、それから住民税非課税世帯の非課税世帯を対象として、その方から申請があった際には上限額5,000円までというような対象としてまいりました。

制度開始当時は、先ほど御説明したとおり、制度を広く活用してもらうという趣旨が主なわけなんですが、まず、これに代わるものといいますか、まず診断書料の助成事業としましては、身体障害者の手帳の取得のときの診断書での助成は行っております。それから、精神保健福祉手帳の申請をする際にも、その助成は継続して行っております。

牛久市は、今までそれに加えて自立支援医療という制度の診断書料を助成していたわけなんですが、近隣の状況なども確認させていただいたところ、身体障害、それから精神保健福祉手帳の助成をしているところが圧倒的に多いんですが、自立支援医療の診断書料まで助成を行っているというのが牛久圏内、牛久市だけというような状況もございました。そういった状況の中で、この制度が自己負担を軽くしている制度なので、そこにまでまた新たに診断書料の助成をすべきかというような検討もしたわけなんですが、最終的に市の一財を全て持ち出しているという助成なので、もしこの精神通院の方が精神保健福祉手帳のほうを申請するような方であれば、そちらのほうで助成が受けられるということもありまして、ここの事業は廃止というような判断に至った経緯がございます。

それから、住居確保給付金についてですが、こちらについては、社協さんのほうに委託している生活困窮者自立支援相談事業の中で、総合的に生活困窮、何が生活を困窮しているのか。この住居確保のことなのか、それとも生活福祉資金の借入で何とか乗り切れるのか。いやいや、もうそもそも生活保護の申請しかないのかというような、まず相談を受けた際にどういったところにこの人をつなげばいいのかというのをそこでまずふり分けをさせていただきます。

その中で住居について困っているという御相談があれば、この要件に合うかというのをまず相談させていただいて、要件が合えば申請をしていただくというような形で、社協さんのその相談

の際に、何が困っているのかというところを聞きだして、それに必要な支援、案内をしているという状況です。生活保護が必要だということであれば、そちら、社協さんのほうから一緒にその相談者を社会福祉課のほうに連れてきていただいて、御相談を受けているというような状況でございます。

なので、1つだけ、その事業だけを宣伝するというよりも、生活困窮者の相談事業の中で一体となって、そういう制度がありますよという、相談先がありますよというような案内をしているところです。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢者の生きがいを支援するのところですけれども、報償費、謝金につきましては、確かに10万円だった時代がございます。

平成29年度から10万円だったものを15万円に増額しているというような経緯がございます。実際には、大道具の費用ですとか、その運搬費などに充てていただいているということで、いわゆる経費の増大、物価高騰ということで増額になった経緯があるように承知しております。

以上でございます。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 自立支援のほうの、何かこだわって申し訳ないんですけれども、結局精神保健福祉手帳、この交付については、診断書料助成をされているということなんですけれども、今言われた対象者というのが生活保護の人か非課税の方ということで、ある程度限られていると思うんですが、自己負担を軽くしていたというような、今答弁があったんですが、この辺がどういうことなのか。実績をちょっと伺いたいと思ったので、その辺をもう一回確認をしたいと思います。

それと、住居確保の給付金なんですけれども、確かに社協に委託をしているというところは存じています。総合相談、それから、その自立の問題も含めて、それだったら、社協のところにきちんとその住居確保の給付金ですね、それも含めた事業にするべきじゃないかなというふうに思います。これだけ別書きをされているということは、やはりそれに特化した事業いうふうに私なんかは見るものなんです、その辺の扱いについて、再度伺いたいと思います。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 自立支援医療の診断書料の実績でございますが、令和4年度につきましては、件数的に213件実績としてございます。金額的には88万6,000円を助成しております。

それから、住居確保給付金の事業でございますが、こちらは支給を決定するところを制度的に市町村が担っているところがございまして、相談は社協さんのほうに一体的に相談をお願いしているんですが、その支給の決定は市役所というところが、これ多分牛久に限らず、制度的な話なので、どこでもそういう対応していると思います。

以上です。

○柳井委員長 ほかにないようです。磯山委員。

○磯山委員 3点お願いいたします。

まず、73ページの2つ目の枠の0102です。高齢者の生活の安全を支援するという、すごいタイトルというかあれなんですけれども、4万円ですね。こちら、どういったことを、内容を教えていただきたいのが1つです。

もう一つなんですけれども、やはり私も敬老の日大会のことを、長寿をたたえるというやつですね。触れたいんですけれども、杉森委員と水梨委員からも出たので、簡単に。

こちらのほう、たしか行政区のアンケートとか何かを、部署がどこか分からないので、市民活動かどこか分からないんですけれども、取ったような気がします。それで、先ほどの答弁のように、負担が多いという行政区が結構多かったからというのにつながったんだと思うんですけれども、ただ、先ほど杉森委員も言われていたように、行政区によっては会館とか公会堂というんですか、あるんですけれども、そこを使用するのは、敬老の日大会と大掃除の日だけだというふうなところもあったりするんですね。

それとあと、こういう形になっても、まだ自分たちの行政区のお金で敬老の日大会を催しているところもあります。

それと、なかには名簿の問題が先ほど出たんですけれども、あれをいただいて、それで案内とかをしたり、回って歩くことによって、自分の行政区の高齢者の把握ができるというようなところもあると聞いております。そういった行政区もあります。

クオカード1,000円、補助金がたしか1,300円ぐらいでしたか。1,200円ですか。金額は変わらないんですけれども、やはりペラって1枚、クオカードということを知らない年配の方もしらっしゃいます。で、それで金額が200円ほどしか変わらないんですけれども、ただ、物になるのと、あれになるのとでは、もらったほうも大分違うんですね。先ほど杉森委員も言われたように、そのとおりなんです。

そういったようなこともありますので、いろいろと不公平であるとかって、先ほどあって、私も現場にいたので分かるんですけれども、ただ、今言ったような行政区もあります。全ての行政区が大変だと言っているのではなくて、逆にこういったものがあることによってという行政区もありますので、そのところも参考にさせていただいて、今後考えていただけたらというふうに思います。答弁は結構です。

次、74ページです。0102の障害者の地域活動参加を支援するということなんですけれども、こちらがまずどういったことをされているのかと。

それとあと、こちらの中を見ますと、地域身体障害者スポーツ大会というふうに出ているんですけれども、牛久市のスポーツ推進計画のほうに、これは部署が違いますけれども、そちらにも身体障害者の方のスポーツというのをうたっていたような気がするんですね。それとこれとはどう違うのか。どういったことをしているのかと、その違いを教えていただきたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢者の生活の安全を支援するの事業内容でございますけれども、実際には参考となる図書、本の購入費用でありますとか、保健センターの脇にあります認知症のひとと家族の会に貸し出している建物がございまして、その火災保険料などが計上されております。

昨年度までは、ここにB型肝炎ワクチンの接種ですとか、B型肝炎の抗体を持っているかの検査料なんかも入っていたんですね。と申しますのは、高齢者の方と接する機会が当然多い部署でございますけれども、私もすみません、詳しく承知しているわけではないんですが、今の高齢者の方が若かった頃、戦後の頃だと思えるんですけども、いわゆる集団接種は針を使い回してやっていた時期があるらしくて、御高齢の方は肝炎のウイルスを持っている方が多いということが大前提です。我々その認定調査ですとかで高齢者の方と接します。もちろん感染のリスクがあるような接触の仕方というのはまずないものなんですけれども、念のために抗体検査を行って、抗体持ってなければワクチン打とうということで、職員向けの部分がございました。

しかし、実際にやっていた先生、お医者様がちょっと閉院になってしまったことをきっかけに、今実際どうなんでしょうかと。そういう経緯、背景があることはもちろんそうなんだけれども、現実この令和の世の中でそのリスクってどこまでありますでしょうかねということで、ちょっと御相談申し上げたところ、ゼロとはもちろん言わないけれども、事実上ほとんどないだろうということで、令和6年度の当初予算からはその抗体検査の部分とワクチン接種料の部分、およそ22万円ちょっとになるかと思うんですけども、その部分は予算から削除したというような経緯がございまして。

それから、長寿の関係、答弁は要らないとおっしゃってくださったんですが、御説明申し上げたいこともございますので、すみません、お話しさせていただきます。

まず、アンケートにつきましては、すみません。確かに市民活動課のほうで行ったアンケートの可能性もございまして、当時は行政区のほうに交付金をお支払いしておりましたので、実績の報告をもらうときに簡単にその感想ですとか、要望ですとか御意見あればということで、記載していただく欄がありましたので、もしかしたらその部分のことかもしれません。

それから、名簿のほうが高齢者の把握につながる。それは全くそのとおりだと思います。その点については、否定するものではないんですけども、それが例えば見守りであるとか、災害時の支援だということであれば、これは目的が異なりますので、先ほどもちょっと申しましたが、敬老事業のために個人情報といいますか、名簿提供するということはどうなんだ、疑義があるんじゃないかという意味でありまして、そういった把握、支援という意味であれば、これまた趣旨、目的変わりますので、それであれば何がしか、具体のほうはちょっとあれですけども、法律に基づいたり、何かに基づいてさせていただける場合はあるんじゃないかと思います。

余計な話かもしれませんが、実際にその敬老行事のためということで、自治会に名簿を手渡したことで滋賀県内のある町ではいわゆる守秘義務違反、地方公務員法違反ということで、懲戒処分が出ているケースもございまして。もちろん事案の背景とか事情は全く分かりませんし、牛久のやり方と本当に同じだったかどうかというのは分かりませんが、ネットのニュース

だけ表面的に見ますと、やはり自治会運営に協力したということであったとしても、そういったことはちょっとやっぱり処分対象になる場合もあり得るということで、余談ではございますが申し上げます。

それから、クオカードにつきましては、なかなか確かにおっしゃるとおりの部分もあるんですけども、私どもとしては好きなものをお買い求めいただきたいというのがまず趣旨でございました。例えば、食べ物であれば、当然好みはございますし、御病気によっては食べられないものというのもあると思います。また、例えば、ハンカチですとかタオルですとか、身につけられるものというののもやはり好みがありますので、金券、クオカードであればお好きなものを買っていただけると。あるいは、もし御高齢の方、対象者本人が使わなければ、お孫さんにあげて、コンビニでアイスでも買っておいでとか、そういう交流なんかもあったらいいよねということで、贈呈申し上げたところはございます。

以上でございます。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 障害者の地域活動参加を支援する。こちらの事業の地域身体障害者スポーツ大会というところなんですけど、こちらは障害のある方が地域活動の機会を提供する場としまして、県主催のスポーツ大会あるいはこの地域身体障害者スポーツ大会という、県南の市町で構成しているものなんですけど、そういった大会に参加するための負担金等の経費を補助しているものになります。

構成市としては、つくばみらい市、牛久市、美浦村、龍ヶ崎市、阿見町、かすみがうら市、稲敷市、取手市と。こちらの市町村が構成団体としておりまして、年に1回そのスポーツ大会を開催しております。

市のスポーツ推進課のほうで計画しているような大会ではございませんので、そちらのほうとはこの事業はリンクはしておりません。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 そうしますと、まず高齢者の生活の安全を支援するというふうに書いてありますけれども、それに必要なものを購入しているということなんですね。

なぜ聞いたかといいますと、今認知のある高齢者の、ここではもうさらっとやります、さらっと。以降で触れていきたいと思います。地域安全課にも高齢者うたっている安全のあれですがないんですよね。徘徊であるとか。なので、こういったものなのかなということをお聞きしました。

次も名簿ですね。あれはあくまでも行政区が自分のところにずっと留め置きたいということじゃないんですね。趣旨は、そこで回って歩いたりするじゃないですか。物を渡したり。それで、その方がどういう状況なのかとか、そういうことが把握できるのでいいなということで、あの名簿をもらいたいということではないんですね。

ただ、ここで言いたいのが災害時なんかには行政に行政区に名簿が渡されているかと、今渡されていない状況ですよ。これはこちらの部署だけの問題じゃないですけども、やはり行政区とし

て見れば、市は自分の町は自分たちで守ろうと言って、そういうことを言っているけれども、そういう情報がなければというのが確かにあるんですよ。だから、そういった、これがきっかけになっているということもあるということにはちょっと心に留め置いていただければなというふうに思います。

それと、3つ目の障害者の地域活動参加を支援するということ。今のスポーツのことはお話しいただいたんですけども、これ以外に何か支援していることがあればお願いしたいんですけども。

○柳井委員長 答弁を求めます。社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 これ以外にこの同じ事業の中に牛久市の障害者連合会への補助金として20万円というような補助を行っております。

こちら、市内の8つの障害者の団体から構成されている連合会になりまして、そちらに補助という形で支援をしているという中で、各団体が独自にレクリエーションであるとか、山の集いとか、そういった事業を展開しております。そこに参加される際には、その補助金から支出されるようなことも聞いておりますし、支援として、連合会に支援しているというような状況でございます。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 そうしますと、これは直接的に活動参加を支援するというよりも、そういった団体であるとか、先ほどのスポーツ大会の援助をしているということによろしいわけですね。それでいいわけですね。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 スポーツ大会などについては、取りまとめを市が行って、直接そのバスの手配とか、そういったものまで支援しております。以上です。そうです。はい。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 要するに、聞きたいのが市のほうでこちら、参加を支援するという行動をしているというよりも、その団体さんが、やられる団体さんがそういう支援をしているんだけど、それに対して援助しているということによろしいわけですか。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 様々な団体が主体となってレクリエーションなどの事業を展開するんですが、そちらに参加したい場合には、取りまとめも市が行ったり、あるいはバスとか、そういう公共機関の交通機関の手配などもお手伝いをしているという状況です。

○柳井委員長 ほかにありますか。出澤委員。

○出澤委員 1点だけお願いします。

75ページの0101障害者総合支援法に基づく障害者区分を認定するということについてですが、これいわゆる介護認定についてのことだと思うんですけども、まず、一次判定については個人のスマホ等でもアプリでコンピューターで判定できてしまうんですよね。そこに主治医の意見書とあと認定相談員による特記事項を加えるということで、市町村のそこで二次審査を経て認

定されるという理解なんですけれども、この認定調査による特記事項という部分において、ちょっと僕問題があるなと感じていまして、これ私のすみません、個別的な話になってしまうんですが、2017年かな16年かな。それまでの認定が要介護1から僕要支援2になりまして、そのときにちょっとこれおかしいんじゃないかということで再認定をかけたんですね。そうしたら、今度要介護2で出てきまして、2段階、3段階簡単に変わってしまったんですね。

これもまたおかしいと思って、情報開示請求をかけまして、認定調査、審査はどういうことを話し合われているかという資料をちょっと請求したんですけれども、そのときに大した話合いも行われていないで認定が2段階、3段階変わってしまっているということがあったんですけれども、こういったことって常態化されていないのかなということが心配なんです。この二次審査においては、市のほうも決定に関わっているのか。それとも審査会から出たものをそのまま認めちゃうのか。はい、そうです。そうでしたか。障害者のところで、そうですか。ごめんなさい。障害に基づく区分を認定するというのがあったので、これは明日ですか。失礼しました。では明日。失礼しました。

○柳井委員長 それじゃ、よろしいですね。ほかに。伊藤委員。

○伊藤委員 お願いいたします。

すみません。最後の質問として4問あとあるんですけれども、どうでしょうか。すみません。お願いいたします。

71ページの0115の成年後見制度の利用を促進するで、この事業の内容を伺います。

それから、83ページの0106のぞみ園で指定管理者により療育指導するのところで、職員の体制とあと維持補修工事の工事の場所について伺います。

それから、83ページ、0113子ども・子育て支援事業計画ということで、策定ということで、進め方を伺います。

それから、85ページの0106民間保育園の運営を支援する。この次のページのほうにも続くんですけれども、補助金で保育士等処遇改善費がありますが、どのようにこの処遇改善費、保育士の手元に届くのか伺いたいと思います。お願いします。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 成年後見制度の利用を促進するの中核機関の事業内容ということでお答えを申し上げます。

幾つかあるんですけれども、主なものとしたしましては、実際にその成年後見を利用考えたいたんだとか、どういうふうにやったらいいだろうかと、その直接市民の方からの相談ももちろん応ずるんですけれども、例えば、地域包括支援センターだったりとか、障害者相談支援エールだったりとか、そういった相談機関からの相談にも乗るというような機能が1つ。

それから、そういった実際のケースがあった場合に、じゃこの人に対してはどういうふうな支援が一番いいだろうかと。何も成年後見だけが選択肢ではございませんので、他の事業やサービスの利用も含めた、そういった支援の在り方の会議を主催する役割がございます。

それから、流れていきまして、じゃこの人には成年後見人が必要だよねとなったときに、例え

ば、御高齢の方であればとりわけなんですけれども、親族による申立てが期待できない場合、できない場合というのは当然ありますので、その場合には実際にじゃ、例えば弁護士さんがいいよねとか、社会福祉士さんがいいよねという、そのどういう方が候補者としてふさわしいんだろうかというような候補者調整会議といいますけれども、そういった会議の主催なんかも中核課の役割としてはございます。

あとは、地域との連携、広報という意味で、地域連携協議会という会議の主催の役割もございまして、弁護士会とか、専門職の方々ばかりではなくて、金融機関だったりとか警察署だったり、もちろん市役所もメンバーですけれども、そういった協議会を主催、運営するというような役割もございます。

以上でございます。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 のぞみ園の指定管理者により療育指導する。こちらの事業のまず人的なものです。管理者、それから保育士、社会福祉公認心理士、こちらが4名、プラス給付の事業を担当している職員2名、合計6名分の人件費がこの委託料の中に含まれております。

それから、維持補修の工事の場所なんです。自動ドアの補修工事を予定しております。47万9,000円の予算になります。

以上です。

○柳井委員長 こども家庭課長。

○長江こども家庭課長 こども家庭課の長江です。よろしくお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援をするということで、現在第3期の牛久市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて作業に取り組んでおります。第2期が令和6年度までになりますので、令和7年度からの計画策定のための事業を今行っているところです。

令和5年度に未就学児の保護者1,500人、小学生の保護者1,500人を対象にニーズ調査を行いまして、現在その結果の取りまとめを行っております。

この結果を基に令和6年度は、子ども・子育て会議の委員の方に集まっていただく会議を三、四回予定しております。この会議の中で計画のほうを結果報告や今後の計画について話し合いを行い、計画策定を行う予定になっております。

以上です。

○柳井委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 保育士等処遇改善費補助金についてお答えいたします。

こちらは、牛久市独自の施策としまして、保育士の確保及び離職防止の観点から、民間保育園等に勤務する保育士の方に対して、直接補助金を交付しております。

こちらの補助金につきましては、正職員の方につきましては月額1万5,000円、非常勤の職員の方につきましては、労働契約の労働時間に応じて月額1万円または5,000円の補助金を交付するものになっております。

こちらは、勤務している保育施設のほうに名簿の提出を依頼してまして、該当される保育士

の方には、補助金の申請書をお出しいただきまして、直接保育士の方の銀行口座のほうに振込をさせていただいています。こちらは、四半期ごとにまとめた形で振込をさせていただくような形をお取りしています。

以上になります。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 御説明ありがとうございました。以上です。

○柳井委員長 ほかに。杉森委員。

○杉森委員 1つだけお願いします。

ページ74、75の款3項1目4の0103障害者の就労を支援するということですが、法定の障害者雇用率が4月1日から3%に引き上げられるということですがけれども、今の現在の状況はどうなっているのかというのをお聞かせいただきたいということ。

それと、前にも一般質問でも少しお話させてもらいましたけれども、障害者の就労を支援することになれば、やはり昔からまず隗より始めよということわざもあるように、牛久市自体が先頭を切っていくということが、見本を示すということが大事じゃないかというふうに思うわけです。そのためには、牛久市自体の障害者雇用率の目標をもう少し考えたらどうかと思います。

牛久市では障害者手帳、様々な手帳あるわけですがけれども、持っておられる方が約四千何百人ほどおられるようですがけれども、市の人口の約5%以上に該当するわけですね。それから考えても、5%以上に目標を持っていくということは大変大事なことはないかなというふうに思います。市の職員の中に障害を持っておられる方がそれだけたくさん……、5%じゃたくさんとも言えませんが、ほかの企業と比べても多く存在するということは、障害を持っている方々にとっては一つの大きな励みになるし、また、市の職員にとってもやっぱり市民目線というか、それがやっぱり変わっていくようなものになるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、障害者の雇用率、これを積極的に考えていくというふうことは検討できないだろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 こちらについては、非常に大切なことだと思っておりますが、市が事業者としての取組でありますので、私ら福祉部局からすると、当然そういった考えはあるんですが、実際に事業所として市がどういうふうに取り組んでいくかというのは、人事部も含めた検討になるかと思うので、そちらのほうには我々の障害福祉から見た立場というのは十分お伝えしていきたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 よろしいですか。

まだ質問続きますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は4時25分となります。申し訳ありません。ということで、よろしくお願いいたします。

午後4時16分休憩

午後4時24分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。

出澤委員、質問をお願いします。

○出澤委員 私の質問の仕方が悪くて、大変御迷惑おかけしました。

75ページの再度、0101ですね。障害者総合支援法に基づく障害者区分を認定するの部分において、私が経験したことについて質問は個別的になるんですが、御答弁は一般論で御答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

私が障害者区分の認定を受けるときに、要介護1から要支援2になったんですけれども、そのときにちょっと体の状態と合わないんじゃないかということで、再認定をお願いしたんですよね。そのときに、今度要介護2と出てきまして、要は3段階、2段階簡単になっちゃったんですよね。その内容どうして変わったのかということで資料請求、開示請求をしまして、この認定調査員による話合いの内容をちょっとだけ出してもらえたんですけれども、要はコンピューターの出してくる結果は変わらず、そこに主治医の意見も変わらずなんですけれども、この認定調査員による特記事項によって変わってしまうんですよね。

そこに障害者の認定区分が変わるという重大なところにおいて、何となくの議論で決まっちゃって、僕の場合は要介護1から要支援2になるというところで、これって結構当人にとっては重要なところなんですけど、その後再認定お願いしたら、また今後要介護2になってしまったと。簡単に2段階、3段階変わってしまうということが常態化しているのではないかという疑問を持っていまして、この障害者支援の区分を認定するという事業において、その認定調査員が出してきた答えについて、それは牛久市としては、そのまま受け入れて、要介護の方へその通知をするのか。それとも、牛久市のほうでさらにそれを受けた上で決定をするのか。その辺どうなっているのかということをお伺いしたいです。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、障害者支援区分、こちらについては、高齢者の要介護と似ていますが、障害福祉サービスの利用をする際に、その使える量、それから必要性というものをこの区分審査会において決定をしております。

まず、認定調査というものを行いまして、市の認定調査員が直接その御本人さんの体の状態、心身の状態を調査させていただきます。それとは別に、かかりつけの先生に医学的な観点からの意見書を書いていただきます。この認定調査書と、それから意見書2つをそろえて市の審査会にかけます。この審査会においてその調査員の調査報告、それから意見書というものを総合的に審査していただいた中で、区分というものが決定させていただいております。

やはり、認定調査においては、先ほどお話もあったように、特記事項って、やはり結構重要な部分だと思っております。やっぱりどうしても常態像がつかめないというのは、その調査員の特記事項がより細かい記載によって常態像というものを鮮明に想像していただけるのかなというふうに思っていますので、その特記事項の書き方によっては、審査会の委員の方もちょっと判断に

迷うところがあるのかなというふうには思っております。

現実的には、私は適正に認定調査は行われていると思いますので、もし審査会が出した、その区分に不服があるときには、救済措置として申立措置もできますので、そういうところで事実とどうか、内容は明らかにしていただくのも手かなと思っております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 これは、牛久市独自というよりは、ここにもあるように、その障害者総合支援法に基づいてということですよ。

ただ、この認定調査員による特記事項という部分は、私の体の状態を多分把握されていない方が書かれていると思うんですよ。この主治医による意見書というのは、僕の体を把握されている方が書いているので、それと誰かが書いた同じコンピューター判定、これは誰がやっても変わらない結果が出てくるので、結局私の体の状態を把握していない方の意見によって左右されているというふうには私は感じるんですよ。

さらに言えば、私が出したのが3月の末に出したんですね、この再認定を。そのときは要介護1なんですね。そのときは要介護1だったんです。そのときに、再認定でさらに要支援に、そのときに落ちてしまった場合には、3月中にサービス受けている要介護1の部分も訴求されて差額分を払うことになってしまいますよということを窓口で言われまして、これも物すごく何か不当だなと感じたんですよ。僕はあの頃2018年、17年から高齢福祉課の窓口には何度も行っただけで、多分窓口の方の対応大変困ったと思うんですよ。

そういったことを僕もいろいろ施設に行っていて、今御答弁あったように、その受けられるサービス量大きく変わってくるので、私の場合は週に月、火、水、木、金、土、週に6日間2か所のデイサービスに通って、一生車椅子と言われていた体が回復して、今このように議員活動もさせていただいているので、物すごく重要なことだと思うんですよ。

やはり、それから漏れてしまって、十分なりハビリが受けられないような方もいらっしゃるのも事実なので、この部分においては、市としてももうちょっと考えていただきたいなというのがあるので、その障害者の体の具合を把握していないと思われる認定調査員の意見によってこれほど大きく左右されてしまうという制度は、国の制度とはいえ、牛久市としてももうちょっとつぶさに見てもらいたいなというのがあるので、これ本当に難しい問題だと思いますが、そういった事実があることも十分御理解いただければなと思います。よろしくお願いします。ちょっと受け止めだけお願いします。

○柳井委員長 それじゃ、答弁は必要ですか。答弁ありましたらということです。（「受け止めておきます」の声あり）

遠藤委員。

○遠藤委員 じゃ、最後なので、4問いいでしょうか。すみません。よろしくお願いします。

まず初めに、ページの87ページです。下の段、0110栄町保育園を更新するということ。この間視察もさせていただきました。保育園の建て替え経費として、土地の購入が主なものと

思います。現在3園ある公立保育園ですけれども、今後の公立の在り方、それから、民間とは違いまして、市の保育の継続性や保育士の処遇改善などもあると思いますが、課題について伺います。

あわせて、関連であれなんですけれども、保育士の配置基準、これが改善されるという報道がありました。1歳児が6対1から5対1、4・5歳児が30対1から25対1、3歳が20対1から15対1ということで、改善をされるという報道もあります。ただ、改善というだけで、加算措置ということも聞いておりますが、その辺の内容についてもお聞かせください。

それと91ページ、ちょっと似通っているものなので、0104と0105ですね。稲敷地域の病院群の輪番によります救急診療医療、それから、その下の小児救急、これも前年度の当初に比べまして大幅に負担金が増えています。現在この病院をめぐる問題についてもいろいろあると思いますので、その辺を伺いたいと思います。

それと、95ページです。0111介護予防と保健事業を一体的に実施をするという事業です。これ、国保連のほうでもこの事業について存じておりますが、令和3年から始まって令和6年ではどのような事業を実施する予定なのかというところ。

あと、さっきの救急医療のところ、ちょっと2つを1つにお願いしちゃって、もう一つ、最後に、97ページの0109子育て世代包括支援センター、これで委託料のところで、産後ケア、この事業内容について伺いたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 お答えいたします。

まず最初に、稲敷地域病院輪番制と小児救急輪番制、一緒にお答えいたしますけれども、この事業につきましては、見かけ上すごく予算が多くなっているように見えるんですが、実は歳入のほうで歳入がありまして、実際に一般財源で出る分というのは昨年と同様で、病院の輪番制のほうでは約1,000万円ですね。それで、小児救急の輪番制のほうでは76万円ということになっています。

これはどういうことかと申しますと、稲敷地域で5市町村でこの輪番制を回していまして、美浦村、河内町、稲敷市、龍ヶ崎市、牛久市の5市町村で回しているんですけれども、これが幹事制になっておりまして、順番で2年間幹事を務めることになっているんですね。5市町村あるので、10年に1回回ってくるということで、牛久市が令和6年度、7年度が幹事になっています。

それで、それぞれ病院の輪番制では愛和、セントラル、済生会、美浦中央の4病院に関してなんですけれども、そちらに牛久市がお金を立て替えて払いまして、そして各市町村の負担分をまとめて年度末に請求して、市のほうに入れてもらう。牛久市のほうに入れてもらうということになっております。

その稲敷市地域病院輪番制につきましては、県の補助金が2分に1ありまして、病院は補助単価が1回につき1万3,720円ということになっております。

次に、2つ目の小児救急輪番制につきましては、全額構成市で負担をすることになっておりま

して、均等割が30%、人口割が70%ということで、1回当たりの単価が7万1,040円ということになっておりますので、そのために見かけ上は予算を取っていることになっております。

続けて、もう一つの子育て世代包括支援センターのほうですけれども、こちらにつきましては、委託料と産後ケアの内容なんですけれども、こちらにつきましては、今現在生後1年経過しない母子で、そのサービスを必要とする者、今までは事情があって、そのサービスを利用したい方、利用できる方ということだったんですが、今は生後1年を経過しない母子であればどなたでもサービスを利用できるということになっております。

内容としては、宿泊型、通所型、訪問型、託児とありまして、宿泊型の場合は、母子で1泊で食事つきということになっております。

通所型については、おおむね10時から17時の間で、やはり施設に行ってお食事を取ってゆっくりしていただくという形です。

この2つに、宿泊、通所に関しまして、子供と別室ということも選べまして、子供を預けてゆっくりしたいという場合には、そのほかに別途託児料金が発生します。ただし、生後4か月未満のお子さんであれば丸めなんですけど、4か月以上のお子さんに関してはゆっくりしたくて子供を預けたいという場合には別途1,200円かかります。

訪問型に関しましては、4時間という時間で訪問して、子供を見るというサービスになります。

牛久市の場合は、10回まで利用ができることになっておりますが、国の補助等は5回までということになっておりまして、5回までは補助率が大きくなっておりますが、6回目以降は自己負担が大きくなっております。

宿泊型の場合は、自己負担が2,500円ですが、6回目からは5,000円。通所型に関しましては、5回までは無料ですが、6回以降は2,500円。訪問型に関しましては、5回までは無料ですが、6回目以降は2,000円。託児に関しては、1回目から10回まで、いずれも1,200円が自己負担となっております。

ただし、非課税、生保の世帯は無料となっております。

以上です。

○柳井委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 では、御質問にお答えいたします。

まず1点目ですね。今後の公立保育園の在り方についてお答えいたします。

令和3年の3月に今後の牛久市の保育園整備の在り方及び公立保育園の民営化計画を見直ししまして、よりよい保育園の在り方を検討いたしまして、公立保育園再編計画を策定いたしました。

再編計画では、公立保育園の閉園、民営化を経て最終的には下根保育園のみを存続する計画としております。

出生数の減少等により、未就学児人口が減少していく状況で、今後保育事業も減少していく見込みの中、児童の減少分は民間保育園ではなく、老朽化した公立保育園にて調整を行い、これにより、民間保育園に児童が流れ、民間法人の保育園経営を圧迫しないようにいたします。

全ての公立保育園を民営化するのではなく、公立保育園としての役割を明確にし、存続

する園を決定し、保育環境を整えていきます。

公立保育園の役割としましては、重度の障害を持つ児童の受入れや、市内保育施設の保育事情の調整役といたします。

公立の下根保育園は、平成11年度に整備した唯一の鉄筋コンクリート造りの園舎であり、改修することで耐用年数も大幅に延ばすことが可能であります。

公立保育園として、下根保育園を存続していくという計画を立てております。

また、保育園の民営化につきましては、これまで公立保育園2園を牛久市社会福祉協議会に運営を移管しまして、新たな園舎を整備してまいりました。保護者説明会を開催し、情報提供を行い、保護者の意向調査や運営方針が既に運営している保育園の見学会を実施するなど、保護者との意見交換や協議等を重ね、信頼関係の下に円滑な民営化を進めてまいりました。

栄町保育園についても、同様に、環境の変化による児童への負担と保護者の不安を払拭しまして、保護者の理解を得ながら、丁寧に説明を行いながら民営化を進めてまいります。

2点目の御質問の保育士の配置基準につきましてお答えいたします。

国におきましては、こども未来戦略を踏まえ、本年4月から4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へ改善し、それに対応する加算措置を設けるとしてあります。

これと併せて、最低基準の改正を行う予定になっております。

経過措置としまして、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとしております。

また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準を20対1から15対1へ改正を行う予定になっております。

今後国のほうでは令和7年度以降についても、令和7年度以降に1歳児についても職員配置基準の改善が検討されております。

以上になります。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 介護予防と保健事業を一体的に実施する事業の令和6年度の事業内容なんですけれども、こちらの個別至適支援事業といたしましては、5つの項目に該当する方々に対しまして、訪問、面談を実施します。

5つといいますのは、健康状態が不明である方、未治療によるコントロール不良の方、それから治療を中断されている方、腎機能の不良未受診の方、それから低栄養の方と、それぞれにKDBデータのほうから国保のデータベースですね、こちらから抽出しました対象者に対しまして訪問、面談、面会を行います。

それともう一方で、ポピュレーションアプローチ、通いの場におけるフレイル予防普及活動といたしましては、令和6年度に市内8つの小学校区全域を今度対象といたしまして、具体的には小学校区ごとに1つの行政区をそれぞれ選定いたしまして、こちらの現場のほうに保健師等専門職が自治会担当になりますけれども、出向きましてフレイル予防教室を実施するよというふうになっております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 保育園のほうなんですけれども、今は経過措置ということなので、従前の人員で大丈夫だというような御答弁だと思うんですが、今後やはりこのような基準が改正された場合には当然保育士さんの不足というか、それをやらなければいけないと思いますが、その辺の考えというのは、現在は大丈夫だけれども、どうなのかというところは、将来的に見ていかないといけないと思うので、その辺はもう少し教えてください。

それと、下根を公立として残していくということなんですけれども、下根の状況、平成11年ということなので、現在やはり長寿命化計画ですか、そういうものもやっていかなければ、それはもう既にできているのかな。ちょっとその辺確認をしてください。

鉄筋コンクリートなので、かなり堅牢に造られているというのは承知をしていますけれども、やはり子供たちが過ごす保育園としては、最善の安全性を保たなくてはいけないということも考えると、その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、すみません。順番不同になって申し訳ありません。稲敷地方の輪番制なんですけど、後でいいので、ちょっと歳入のところをちょっと個別に伺いたいと思います。

それと、介護予防の、今のあれなんですけれども、各市内に8小学校区があると思いますが、令和6年からは全域で始めるということなんですけれども、人員体制はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

それと、この事業に対して、やはり周知というか、市民にどういう形で知らせていくのか。その辺も伺いたいと思います。

産後ケアの問題ですが、それは市内外に何か所あるのかということですね。やはり産後すぐに大変お母さんも不安定になるので、この産後ケアということが大変望まれていて、牛久市はかなりこの部分については充実をさせてきたと思いますので、その市内外の、市内にあるのか、それとも市外にあるのか。その辺何か所なのか。それから、どういう形で申し込めばいいのかというところ。その辺も伺いたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 一体的事業における人員体制なんですけれども、こちら令和5年度は常勤の職員が保健師と管理栄養士1名ずつ、それから、会計年度任用職員で週5日間勤務の看護師が2名、それと月8日なんですけれども、非常勤の保健師が1名、こちら5名体制で行っております。

実際人事サイドのほうには専門職員が足りないのかということの要求はこれまでもずっとしていたんですが、令和5年度は非常勤の保健師が1名増になったというところでして、令和6年度についても増員の要望は出しているんですけれども、まだちょっとそここのところはっきりした答えは人事異動発表されていないので分からないです。令和6年度につきましても、現メンバーでやっていくことになるのかなというふうには考えてございます。

それから、周知方法なんですけれども、対象となっている自治体、行政区、こちらはもう選定

のほうは終わっておりまして、新年度明けましたら、各行政区の区長さんのほうに個別に回らせていただいて御説明のほうをさせていただくというやり方になります。

また、個別の支援、健康状態不明者だとか、未治療のコントロール不良者というのは、KDBデータに基づきましてピンポイントに、例えば健康状態の不明者は令和6年度は305名を予定しておりまして、未治療のコントロールは40名というように、ピンポイントに誰ということが分かっていますので、その方のところに訪問させていただいて、まずはお会いさせていただいてお話をさせていただいてというようなことでやらせていただこうと思っております。

以上です。

○柳井委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 では、まず1点目の保育士の確保についてお答えいたします。

牛久市では独自の施策として保育士の確保及び離職防止の観点から、民間保育園等に勤務する保育士に対して牛久市保育士等処遇改善事業補助金を交付しておるところでございます。

この事業を行った前後で保育士不足による児童の受入れ制限を実施した人数の割合を比較しますと、事業開始前の平成30年4月は、定員に対して6%台の制限であったのに対し、開始後は、本年4月の入園がもう決定しているんですが、4月入園の時点でも3%台に減少しているところです。開始後から3%台に減少し、現在に至ってもそれを維持しております。一定の効果が得られていると考えております。

本年2月28日に県南地区の6市町の連名で茨城県知事に対して、保育士等への処遇改善に向けた財政措置と処遇改善事業の実施、国に対して全国一律での処遇改善に向けた財政措置と処遇改善事業の実施の要望について、牛久市長と取手市長で要望書を県のほうにも提出してまいりました。

今後におきましても、保育士の処遇改善、重要なことと認識しておりますので、1人でも多くのお子さんの受入れができるように、保育士の処遇改善に努めてまいります。

2点目の下根保育園の現状になります。下根保育園につきましては、令和4年度に下根保育園長寿命化計画を策定しております。令和6年度に改修工事实施設計業務委託631万7,000円の予算を計上させていただいています。平成11年度に建築しまして、築24年たっておりますので、改修を行うことによって今後公立保育園として存続していくために、安全に保育ができる環境を整えてまいります。

以上になります。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 まず、すみません。先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきたいんですが、稲敷地域病院輪番制と小児救急輪番制のところで、県の補助が2分の1と言ったほうは、小児救急輪番制のほうが県の補助金が2分の1です。私逆に言ってしまったと思うんですが、失礼いたしました。

それで、産後ケアのほうですけども、まず、何か所かというお尋ねですが、今のところ、令和5年度現在8か所になります。市内では牛久市セントラル病院のみになります。

やはり、産科がある病院でないとなかなか難しいということで、令和3年度までは椎名産婦人科さんのほうでもやっていたんですが、産科がなくなったことによりそこが減りまして、今市内はセントラル病院のみになっております。ただ、令和5年度も1か所増えていますし、今後もちよっと増えていくのかなと。

場所的には、取手、あとつくばは結構あるんですけども、つくばとか、あと守谷、それから龍ヶ崎、こちらのほうのところが近隣であります。

産後ケア大分増えておりまして、訪問に関しても大分産後ケアの需要が高くなっておりまして、令和5年度に委託の助産師を2名増やしました。なかなか人が回らないということになりまして、報償費で個人契約の助産師を2名増やしております。

あと、申込み方法なんですが、これは対象者の方が市に申し込んでいただきまして、市のほうで聞き取りをして、そして御希望の病院のところ、やはり人気のところもありますので、そちらと日程を調整させていただくというような形を取っております。

以上です。

○柳井委員長 終わりましたが、よろしいですか。

それでは、以上で保健福祉部所管の質疑を終結いたします。

本日は、これにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後4時58分延会